

はなまきの環境

平成29年度版環境報告書

花巻市

目 次

I 環境の現状	
1. 社会環境	1
2. 大気や水等の状況	2
3. 一般廃棄物	14
4. 自然環境	18
5. 環境美化	23
6. 環境教育・啓発事業	24
II 第2次花巻市環境基本計画の進捗状況	
1. 第2次環境基本計画の概要	25
2. 成果指標の達成度と施策の取り組み	26
III 第2次花巻市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	
1. 第2次花巻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	37
2. 第2次花巻市一般廃棄物（し尿）処理基本計画	39
IV 花巻市役所地球温暖化対策実行計画（第2期）の進捗状況	
1. 実行計画の概要	40
2. 計画目標に対する実績	40
参考資料	
1. 花巻市環境基本条例	45
2. 第2次花巻市環境基本計画（抜粋）	51
3. 花巻市環境審議会委員	57

I 環境の現状

1. 社会環境

花巻市の面積は 908.39 km²で、岩手県のほぼ中央、西側に奥羽山脈、東側には北上高地の山並みが連なる北上平野に位置しています(図 1、表 1)。市内の中央部を北上川が流れ、早池峰国定公園や花巻温泉郷県立自然公園等、県を代表する豊かな自然環境が広がるとともに、豊富な温泉群を有しています。

気象条件は、北上川を挟んだ低地帯の東部では、内陸型盆地気候の影響で夏場における昼夜の温度差が大きく、冬季は比較的温暖で積雪量が少なくなっています。一方、西部の奥羽山麓では、寒冷多雪の気候により 12 月から 3 月まで積雪もありますが、奥羽山麓に雪雲がさえぎられるため、日本海側よりは少ない積雪となっています。

平成 28 年 9 月末現在の本市の人口は 97,931 人、世帯数は 36,778 世帯、平均世帯人員（1 世帯当たりの人数）は 2.66 人です。人口は減少していますが、世帯数は増加の傾向が続いています（表 2）。

図 1 花巻市の位置図



表 1 市庁の位置

所在地	花巻市花城町9番30号
北緯	39° 23' 18"
東経	141° 7' 00"

表 2 花巻市 住民登録人口の推移（外国人登録者を除く）

各年 9 月末現在

区分	世帯数	人口		
		総数	男	女
平成 21	35,598 戸	103,507 人	49,375 人	54,132 人
22	35,686	102,607	48,922	53,685
23	35,802	101,972	48,597	53,375
24	35,940	101,242	48,240	53,002
25	36,125	100,540	47,885	52,655
26	36,325	99,726	47,454	52,272
27	36,555	98,839	47,020	51,819
28	36,778	97,931	46,594	51,337

資料：花巻市市民登録課

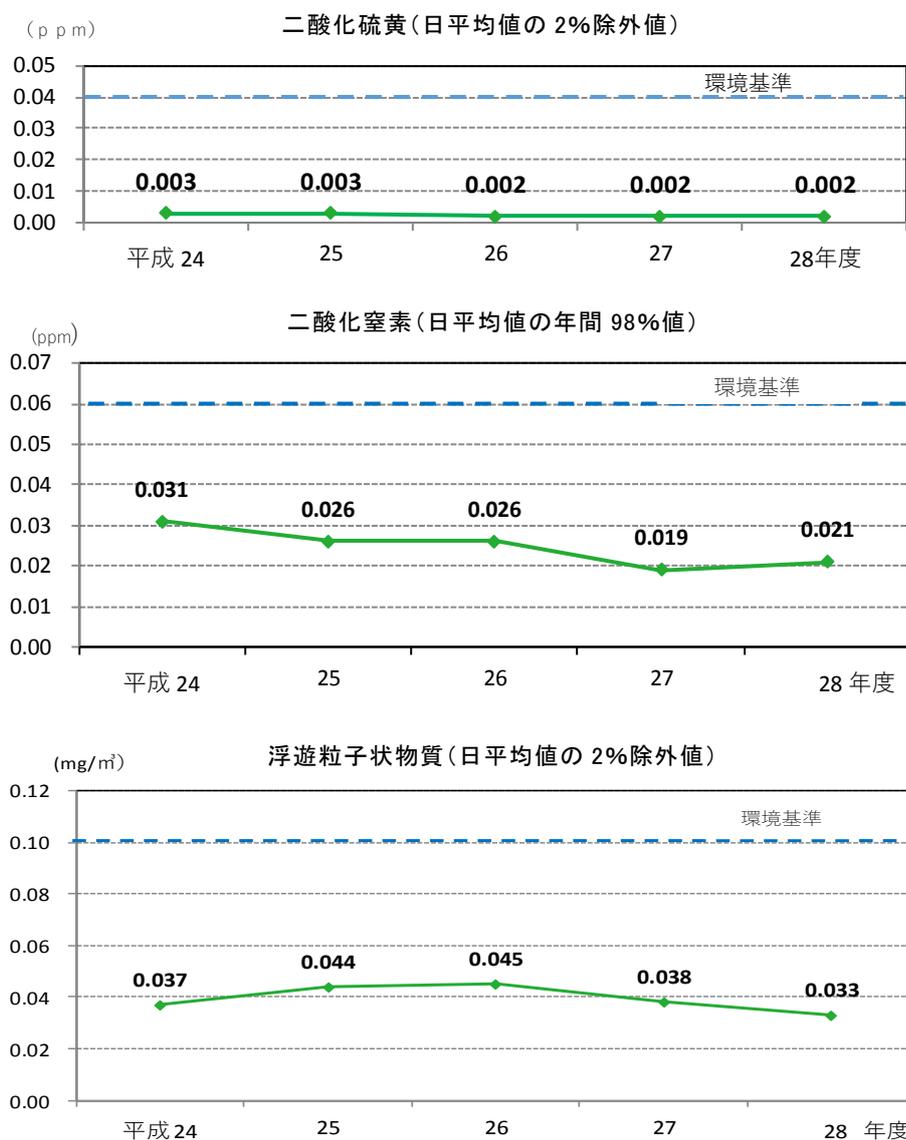
2. 大気や水等の状況

(1) 大気環境

市では、市内の主要2地点で降下ばいじん量の調査を実施するとともに、公害防止協定締結事業所の自主的な調査により大気汚染物質の排出量の監視を行っています。

また、岩手県では、昭和60年度から市内に常時監視システムを設置し、より詳細な調査を行っています。大気汚染物質濃度の年平均値は、常に環境基準内でほぼ横ばいに推移しており、大気環境は良好に維持されています(図2)。

図2 大気質の状況



出典：国立環境研究所ホームページ環境数値データベース、岩手県測定結果

(2) 水質

ア. 河川水質調査

市内の河川水質は、国・県（図3）と、市（表3）が調査をしています。

市内を流れる小河川の水質は、下水道への接続率の増加と水質浄化のための積極的な啓発活動などの結果、大幅に改善されてきています。しかし、市街地内を流れている都市河川は、生活雑排水等による汚濁負荷量が年々減少しているにもかかわらず、水量が少なく希釈されないため、ほかの河川と比較して、水質が悪い傾向にあります。

なお、平成28年度、北上川等の環境基準適用河川では、全て基準を達成しています。

図3 水質調査結果経年変化図（環境基準適用河川）

河川（BOD）	A	B	C	D	E	F	G
〔 A類型 環境基準 2mg/l以下 〕 BOD75%値	1未満	1～ 2以下	2.1～ 3未満	3～ 4未満	4～ 5未満	5～ 10未満	10以上
湖沼（COD）	①	②	③				
〔 A類型 環境基準 3mg/l以下 〕 COD75%値	3以下	3.1～ 4未満	4～ 5未満	単位：mg/l			

河川・ダム名		年度				
		H24	H25	H26	H27	H28
河川	北上川（朝日橋）	B	B	B	B	B
	豊沢川（新淵橋） （桜橋）	A	A	A	A	A
		A	A	A	A	A
	猿ヶ石川（安野橋）	B	B	A	B	B
	瀬川（落合橋） （小舟渡橋）	—	A	—	A	A
		A	—	A	A	A
	稗貫川（稗貫川橋） （新岳南橋）	A	A	A	A	A
		A	A	A	A	A
	葛丸川（葛丸橋）	A	A	A	A	A
添市川（添市橋）	A	B	A	B	B	
湖沼	豊沢ダム（ダムサイト）	①	①	①	②	②
	田瀬ダム（ダムサイト）	①	①	①	②	①

表3 市内河川の水質（BOD）

単位：mg/l

	河川名	測定地点	H24	H25	H26	H27	H28
花巻地域	後川	駅洞門下	1.8	1.7	1.7	1.9	2.2
	後川	鳥谷ヶ崎橋	3.1	2.0	2.6	1.5	2.3
	瀬川	上川原橋	1.3	0.6	0.9	1.0	1.2
	瀬川	下似内橋	1.9	0.9	2.0	2.0	1.4
	滝の沢川	滝の沢橋	1.6	1.4	2.2	1.7	2.0
	滝の沢川	JR鉄橋下	3.9	3.0	2.3	2.1	2.8
	大堰川	労働基準協会	2.2	1.9	2.0	2.3	2.0
	大堰川	青少年ホーム	9.0	1.8	2.1	8.2	2.9
大迫地域	稗貫川	鳥長根橋	1.1	1.1	1.1	0.7	1.0
	稗貫川	下水処理場下流	1.5	1.6	1.3	0.7	0.8
	大沢川	川村養豚場上流	1.1	1.0	1.2	0.8	0.7
	大沢川	川村養豚場付近	12.0	4.0	3.4	1.0	5.8
	大沢川	藤原養豚場付近	4.8	2.6	1.1	0.7	1.4
	大沢川	新小田橋	2.0	1.4	1.0	0.9	0.9
	折壁川	上の橋	1.5	0.7	0.9	0.6	0.7
	梅の木沢	ごみ最終処分場付近	4.1	1.9	1.9	4.5	1.2
	小又川	立石橋	2.2	0.6	0.8	0.7	0.7
	八木巻川	豎岩橋	1.7	0.6	0.8	0.8	0.5
	旭の又川	宗五郎橋	1.6	0.5未満	0.8	0.8	1.0
	中居川	いろは橋	2.0	1.0	0.6	0.7	0.7
石鳥谷地域	上口川	上口公園付近	1.7	1.9	2.8	2.4	1.5
	薬師堂川	樋門付近	2.1	1.0	2.0	2.3	1.7
	塚根堰	矢川自工	3.7	1.5	2.2	5.2	1.3
	大沢口川	石鳥谷石油付近	1.4	1.1	1.3	2.0	1.6
	小通川	ハレヤマオート付近	1.5	1.3	2.1	2.3	1.9
	耳取川	北向橋	1.6	1.3	2.0	1.7	1.4
	滝沢川	柳館橋	1.9	1.1	1.8	1.7	1.5
	直町都市 下水路	江曾10地割内	2.6	2.0	2.8	2.5	3.1
東和地域	猿ヶ石川	上瀬橋	1.8	0.7	0.9	1.0	0.9
	猿ヶ石川	毘沙門橋	2.3	0.9	0.8	1.1	1.3
	毒沢川	明戸橋	2.1	0.9	0.7	1.2	1.4
	添市川	絹川新橋	1.8	1.0	1.6	1.6	2.1
	八幡沢川	猿ヶ石川合流点	11.0	5.4	4.9	7.3	4.7
	稚鍋川	白山橋	2.5	1.1	1.3	1.2	1.4
	白土川	白土橋	1.8	0.6	0.8	1.0	1.1
	明神川	発電所付近	1.7	1.0	1.1	1.5	1.7
倉沢川	橋本橋付近	2.4	1.6	1.4	1.2	1.8	

※表3の測定地点は、環境基準点ではないため、環境基準が適用されません

イ. 公害防止協定締結事業所排水水質検査

市では、公害防止協定に基づき、公害防止協定締結事業所を対象に排水の水質検査を実施しています。水質検査は、各事業所との公害防止協定において協定値が定められている項目について実施するもので、いずれかの項目において協定値を超過していた事業所に対しては、再検査または改善措置を講じるよう指導をしています。

平成 28 年度は、3 事業所で協定基準 (pH、COD、大腸菌群数) を超過しました (表 4)。

表 4 公害防止協定締結事業所排水水質検査結果

項 目	測定地点数(事業所数)	基準達成地点数(事業所数)
水素イオン濃度(pH)	21(20)	19(18)
生物化学的酸素要求量(BOD)	21(20)	21(20)
化学的酸素要求量(COD)	10(10)	9(9)
浮遊物質(SS)	21(20)	21(20)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	11(10)	11(10)
大腸菌群数	14(13)	13(12)
銅含有量	0	0
亜鉛含有量	1(1)	1(1)
溶解性鉄含有量	2(2)	2(2)
溶解性マンガン含有量	0	0
クロム含有量	0	0
シアン化合物	0	0
鉛及びその化合物	0	0
六価クロム化合物	0	0
ふっ素及びその化合物	0	0
ニッケル及びその化合物	0	0
溶存酸素(DO)	1(1)	1(1)
トリクロロエチレン等3物質	1(1)	1(1)

採水日 花巻地区 H28. 10. 25 石鳥谷地区 H28. 11. 1 大迫・東和地区 H28. 11. 8

(3) 騒音

ア. 自動車騒音

市内の一般道2路線で騒音の測定調査をした結果、全ての時間帯で環境基準に適合していました(表5、図4)。

また、高速道路については、東北自動車道沿道4地点において騒音測定を実施した結果、全ての時間帯で環境基準に適合していました(表6、図4)。

表5 自動車騒音測定結果(平成28年度)

	測定路線名 (測定地点)	用途地域	時間帯 区分	測定値 (dB)	環境基準 (dB)	比較 結果	測定日
1	主要地方道花巻大曲線 (花巻市豊沢町8-244-1)	準工業	昼	64	65	◎	H28.11.10~11.11
			夜	58	60	◎	
2	市道材木町下二枚橋線 (花巻市桜台1-6-21)	商業	昼	65	65	○	H28.11.10~11.11
			夜	59	60	◎	

※ 比較結果 ◎: 環境基準を満足 ○: 環境基準と同値 ×: 環境基準を超過

※ 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯です。

表6 東北自動車道騒音測定結果(平成28年度)

	測定地点	浦和から の距離 (km)	路肩の 高さ (m)	路肩から の距離 (m)	時間帯 区分	測定値 (dB)	環境基準 (dB)	比較 結果	測定日
1	中根子字拾六古館前35-2	473.51	3.0	55.0	昼	52	70	◎	H28.11.8~11.11
					夜	48	65	◎	
2	中北万丁目277-2	475.10	5.1	62.5	昼	60	70	◎	H28.11.8~11.11
					夜	56	65	◎	
3	中根子字堂前34-6	473.77	3.0	24.2	昼	58	70	◎	H28.11.8~11.11
					夜	54	65	◎	
4	石鳥谷町大興寺3-9	485.90	5.0	7.3	昼	62	70	◎	H28.11.8~11.11
					夜	56	65	◎	

※ 比較結果 ◎: 環境基準を満足 ○: 環境基準と同値 ×: 環境基準を超過

※ 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯

イ. 航空機騒音

花巻空港は平成29年3月末現在、札幌便3往復、大阪便4往復、名古屋便4往復、福岡便1往復が毎日就航しています。

この航空機騒音は、県において測定調査されており、騒音測定地点は、空港の北側に3地点、南側に3地点の計6地点に設けられています。そのうち、2地点については季節ごとに年4回、その他4地点については年1回の測定を行っています。通年の測定値は、ほぼ横ばいで推移しており、基準値に適合しています(表7)。

表7 花巻空港航空機騒音調査結果

地点番号	地域類型	基準値(Lden)	所在地	通年測定値(Lden)				
				H24	H25	H26	H27	H28
N1	無指定	—	石鳥谷町西中島3-16	49	51	49	51	52
N2	無指定	—	石鳥谷町西中島1-18-2	47	49	50	50	51
N3	I	57.0	石鳥谷町小森林5-220-1	47	50	49	49	49
S1	無指定	—	下似内8-142	44	43	44	44	42
S2	無指定	—	上似内6-130-1	37	41	37	40	37
S3	I	57.0	下似内4-36-1	45	45	42	45	47

※「Lden(時間帯補正等価騒音レベル)」とは、個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベル(LAE)に夕方(午後7時～午後10時)のLAEには5デシベル、深夜(午後10時～翌7時)のLAEには10デシベルを加え、1日の騒音エネルギーを加算し1日の時間平均をとって評価した指標。

ウ. 東北新幹線鉄道騒音

東北新幹線は、平成28年3月に北海道新幹線が開通したことから、新花巻駅の発着および通過列車の増加、高速化が進んでいます。

平成28年度、東北新幹線鉄道の騒音測定は、軌道中心から25m地点と50m地点の合わせて8地点で実施した結果、4地点が環境基準を超過しました(表8)。

なお、東日本旅客鉄道株式会社において騒音防止対策を実施しており、前年度と比較すると1地点改善されました。

表8 東北新幹線鉄道騒音測定結果

番号	測定地点		東京起点距離(km)	軌道中心からの距離(m)	騒音レベルdB(A)	列車速度(km/h)	環境基準類型基準値dB以下	用途地域	構造		軌道種類	防音壁	測定年月日
									種類	高さ			
1	高松第8地割	東	460.6	25	※77	287	Ⅱ類型	無指定	高架	5.2	スラブ	直壁 2m	H28.11.10
				50	75		75						
2	胡四王一丁目23	西	463.6	25	※74	283	Ⅰ類型	第一種住居地域	高架	9.9	スラブ	直壁 2m	H28.11.10
				50	※73		70						
3	石鳥谷町新堀7-76	西	472.8	25	※78	297	Ⅱ類型	無指定	高架	5.9	スラブ	直壁 2m	H28.11.10
				50	75		75						
4	石鳥谷町新堀52-17	東	470.4	25	74	303	Ⅱ類型	無指定	高架	5.0	スラブ	直壁 2m	H28.11.10
				50	72		75						

※環境基準を超えた測定値

エ. 一般環境騒音

市では、市内の一般地域と道路に面する地域の環境騒音調査を実施しており、昭和 63 年 12 月には、県が騒音の環境基準の地域指定を行いました。

平成 28 年度に一般地域 9 地点で測定した結果、3 地点で環境基準を超過しました(表9、図4)。

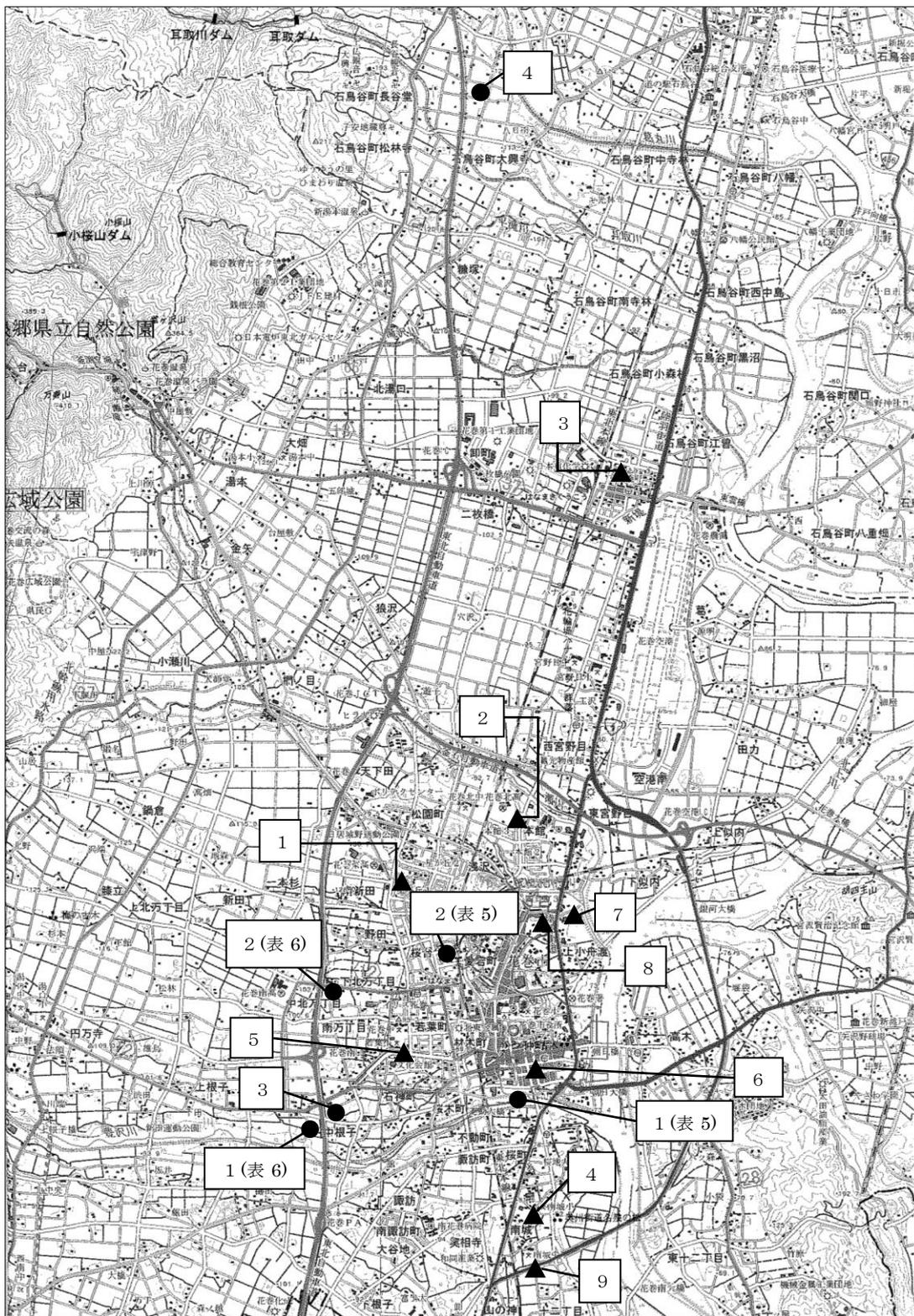
表 9 環境騒音測定結果 (平成 28 年度)

番号	測定地点	用途地域	時間帯	環境基準	等価騒音レベル	比較結果	昨年度測定等価騒音レベル(dB)	昨年度比較結果
			区分	(dB)	(dB)			
1	花巻市星が丘1-20-13	第一種低層住居専用地域	昼間	55	52	◎	53	◎
			夜間	45	47	×	49	×
2	花巻市本館 花巻北高校付近	第一種中高層住居専用地域	昼間	55	50	◎	48	◎
			夜間	45	46	×	42	◎
3	花巻市二枚橋町北1-52	第二種中高層住居専用地域	昼間	55	49	◎	47	◎
			夜間	45	42	◎	44	◎
4	花巻市南城57 花南振興センター付近	第一種住居地域	昼間	55	52	◎	55	○
			夜間	45	41	◎	43	◎
5	花巻市若葉町3-16-24 花巻図書館付近	第二種住居地域	昼間	55	48	◎	53	◎
			夜間	45	39	◎	39	◎
6	花巻市豊沢町6-35	商業地域	昼間	60	47	◎	47	◎
			夜間	50	39	◎	39	◎
7	花巻市下似内17-79	工業地域	昼間	60	51	◎	49	◎
			夜間	50	42	◎	38	◎
8	花巻市四日町3-22-25	準工業地域	昼間	60	48	◎	49	◎
			夜間	50	40	◎	41	◎
9	花巻市南城251 南城中学校	無指定地域	昼間	55	53	◎	54	◎
			夜間	45	49	×	49	×

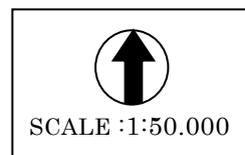
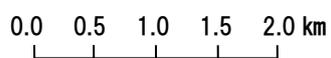
※ 比較結果 ◎：環境基準を満足 ○：環境基準と同値 ×：環境基準を超過

※ 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯です。

図4 騒音測定位置図



【凡例】
 調査地点
 ●：道路に面する地域(表 5,6 関係)
 ▲：一般地域(表 9 関係)



(4) 振動

振動の原因としては、交通機関（自動車・鉄道・航空機）、工場、建設作業がありますが、防振装置や低振動工法等の普及により、苦情は発生しておりません。

ア. 東北新幹線鉄道振動

平成 28 年度は、東北新幹線沿線 4 地点において新幹線鉄道振動を測定しました（騒音測定地点と同地点での測定）。その結果、新幹線鉄道振動対策指針の 70 デンベルを超えた地点はありませんでした（表 10）。

表 10 東北新幹線鉄道振動

	測定地点	軌道中心からの距離(m)	振動レベル(dB)	列車速度(km/h)	測定日
1	高松第8地割	25	54	287	H28.11.10
2	胡四王一丁目23	25	52	283	H28.11.10
3	石鳥谷町新堀7-76	25	55	297	H28.11.10
4	石鳥谷町新堀52-17	25	49	303	H28.11.10

(5) 悪臭

市では悪臭公害を未然に防ぐため、平成 5 年 8 月に制定した「花巻市悪臭公害防止条例」の適用区域の拡大や新たに届出義務を定める改正を平成 27 年 12 月に行いました。

また、平成 28 年度には、事業場に迅速かつ適切な指導を行うため条例を適用する事業場の区分と種類を追加し、住民説明会の開催や届出義務の対象事業場の拡大、苦情発生時の対応義務を定める改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）を行いました。

長年にわたる化製場からの悪臭については、悪臭モニターの感知件数が最も多かった平成 14 年度（2,523 件）以降、平成 22 年 7 月から新たに大型脱臭炉を稼働させるなどの対策により、感知件数は減少してきました（表 11）。しかし、依然として原料の腐敗が進行しやすい夏季を中心に悪臭が発生している状況であることから、既存の悪臭発生防止対策では効果が認められないと判断し、平成 28 年度に花巻市悪臭公害防止条例の規定に基づき場内臭気の低減対策及び場内臭気脱臭設備を改善するよう改善勧告を実施しました。今後も臭気測定やパトロール等の対策を行いながら、当該事業所に対して悪臭防止のための施設改善指導を強化していきます。

表 11 悪臭モニター感知状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
悪臭モニター感知件数	579 件	504 件	607 件
(悪臭モニター委嘱人数)	(29 人)	(29 人)	(28 人)

(6) 放射性物質

市民の皆さんの放射性物質に対する不安に対応するため、市では、市民や市内の事業者から持ち込まれた食品や水のほか、土や木、灰などの放射性物質濃度を測定しており、平成28年度は240件が持ち込まれました。

また、平日の毎朝、市内2地点において、空間線量を測定しており、国の目安である0.23マイクロシーベルト/時を下回っています(表12)。

表12 空間放射線量の定期測定結果

測定状況	測定地点	測定結果(平成28年度)
地表面から1mの高さで、平日・毎日(※)	花巻市役所本庁舎	0.03~0.06 μ Sv/時
	田瀬振興センター	0.04~0.07 μ Sv/時

※測定器のメンテナンスのため、平成28年12月21日から平成29年2月7日まで、本庁舎での測定は未実施です。その期間、県が花巻保健福祉環境センターで測定した結果は、0.024~0.046 μ Gy/時でした(おおむね1 μ Sv/時=1 μ Gy/時として換算できます)。

(7) 公害等への苦情

平成28年度に市で処理した苦情は、前年度からの繰越1件を含め、計27件でした。そのうち、作業音などによる騒音関連が4件、工場等による生産活動や堆肥による悪臭が計8件ありました。その他の内訳は、野焼きやカラス等の野鳥に関することなどです。

これらの苦情については、現地調査を実施し、原因者に対して苦情内容の説明や指導を行いました。また、野焼きについては、焼却物が県条例の焼却規制の例外となっている物であるか確認するとともに、周辺環境を考慮するよう指導したほか、カラスに係る相談では、被害防止対策などの助言を行いました。

翌年度へ繰り越した苦情は、昭和57年度以来繰り返されている化製場に関わる悪臭1件です(表13、表14)。

表13 公害苦情処理件数と処理状況

各年度末現在

	新規受理件数						前年度から繰越	合計	処理状況			
	騒音	悪臭	水質汚濁	大気汚染	その他	計			解決	移送	計	翌年度へ繰越
平成26年度	5	7	7	2	14	35	1	36	35		35	1
平成27年度	3	8	1	2	6	20	1	21	20		20	1
平成28年度	4	7	2	3	10	26	1	27	26		26	1

表 14 処理内容別苦情処理状況

平成28年度末現在

種類 処理内容	騒音	悪臭	水質汚濁	大気汚染	その他	計
作業行為の中止						0
防除施設の設置・改善			1			1
作業方法・作業工程の改善	1	2		3	5	11
作業時間の変更	1					1
原因物質の除去等		1				1
その他	2	3			5	10
不明		1	1			2
他の機関(課)へ移送						0
翌年度へ繰越		1				1
合計	4	8	2	3	10	27

(8) 公害防止協定

公害の未然防止と住民生活の環境保全を図るため、誘致企業や県公害防止資金の融資を受けている事業所等については、市と公害防止協定の締結を推進しています。

表 15 公害防止協定締結事業所一覧

地 区	協定の相手方(企業名等)	協定等の形式	締結年月日
花巻	株式会社東北タチバナ	協定書	昭和49年11月1日
	株式会社鈴木鉄工所	協定書	昭和50年2月10日
	リコーインダストリアルソリューションズ株式会社	協定書	昭和50年3月31日
	有限会社カネサ出荷組合	覚書	昭和51年6月1日
	小田島商事株式会社	覚書	昭和51年6月1日
	有限会社伊藤精	覚書	昭和51年6月1日
	有限会社関戸ガラス店	覚書	昭和51年6月1日
	北東金属株式会社	協定書	昭和51年12月1日
	みちのくコカ・コーラプロダクツ株式会社	協定書	昭和52年3月15日
	伊藤運輸有限会社	覚書	昭和53年3月9日
	太田油脂産業株式会社	協定書	昭和55年6月4日
	花巻機械金属工業団地協同組合	協定書	昭和56年3月12日
	三ツ輪金属工業株式会社	協定書	平成1年12月28日
	株式会社ホクエツ東北	協定書	平成2年2月24日
	富士フィルムテクノプロダクツ株式会社	協定書	平成2年3月29日
	東北シャノン株式会社	協定書	平成7年2月7日
	東北日東工業株式会社	協定書	平成9年4月1日
	株式会社デンロコーポレーション東北ガルバセンター	協定書	平成12年10月13日
	株式会社アイオー精密	協定書	平成12年10月16日
	アスプラザやまびこ	協定書	平成14年2月13日
イーエヌ大塚製薬株式会社 花巻工場	協定書	平成14年6月17日	
デンカアヅミン株式会社	協定書	平成17年6月1日	
株式会社新興製作所	協定書	平成19年11月30日	
大迫	サンホレスト化成工業株式会社 岩手工場	協定書	昭和61年4月1日
	はやちねファーム	協定書	平成4年10月29日
	石鳥谷産業合資会社	協定書	平成13年5月29日
	有限会社藤成興産	協定書	平成15年9月1日
	高源精麦株式会社 川村養豚場	協定書	平成26年7月22日
石鳥谷	株式会社花巻空港日産	協定書	昭和51年2月17日
	丸大食品株式会社 岩手工場	協定書	昭和56年11月5日
	株式会社鋼商	協定書	平成1年12月22日
	株式会社盛岡南ゴルフクラブ	協定書	平成2年1月25日
	岩手阿部製粉株式会社	協定書	平成3年10月9日
	株式会社TSD	協定書	平成8年3月29日
	岩手コンポスト株式会社	協定書	平成10年2月16日
	ときめきファーム株式会社	協定書	平成12年6月14日
	東北資材工業株式会社	協定書	平成13年12月21日
	株式会社キクコウストア	協定書	平成14年2月5日
環境整備株式会社	協定書	平成14年10月11日	
東和	株式会社東北北信	協定書	昭和48年12月24日
	岩手大丸コンクリート	協定書	昭和56年4月1日
	竹内真空被膜株式会社	協定書	平成1年4月8日
	有限会社小田切車体	協定書	平成11年11月5日
	エム・シー通商株式会社	協定書	平成12年2月18日
	株式会社千田精密工業	協定書	平成12年9月20日
	株式会社アイオー精密	協定書	平成12年10月16日
	有限会社丸和工業	協定書	平成13年6月7日
	有限会社栄技建	協定書	平成13年8月9日
	有限会社岩手農林開発	協定書	平成14年2月6日
	株式会社芳賀火工	協定書	平成14年8月8日
	有限会社東和プラム	協定書	平成15年6月6日
	株式会社アサノ通運	協定書	平成15年12月28日
北海工業株式会社	協定書	平成16年12月20日	

3. 一般廃棄物

(1) 清掃関係予算

一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理にかかった経費は、次のとおりです。平成25～27年度の塵芥処理費は、岩手中部クリーンセンター建設負担金が含まれているため増額しています。

単位：千円

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
清掃総務費	56,202	53,596	40,412	30,498	37,506
塵芥処理費	245,779	431,756	2,156,708	917,533	343,384
し尿処理費	374,345	362,106	367,692	341,936	336,613
清掃センター費	405,423	421,119	426,841	351,826	197,687
総計	1,081,749	1,268,577	2,991,653	1,641,793	915,190
一般会計予算総額	43,535,206	48,309,641	52,115,907	53,054,541	54,081,362
一般会計予算に占める割合(%)	2.48	2.63	5.74	3.09	1.69

(2) ごみ収集関係

ア. 年度別ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量は、家庭系ごみと事業系ごみの合計量です。家庭系ごみには、ごみ処理場へのごみの搬入量と資源集団回収量等が含まれています。平成28年度のごみ総排出量は33,023 tで、平成25年以降は減少傾向にあります(図5、表16)。

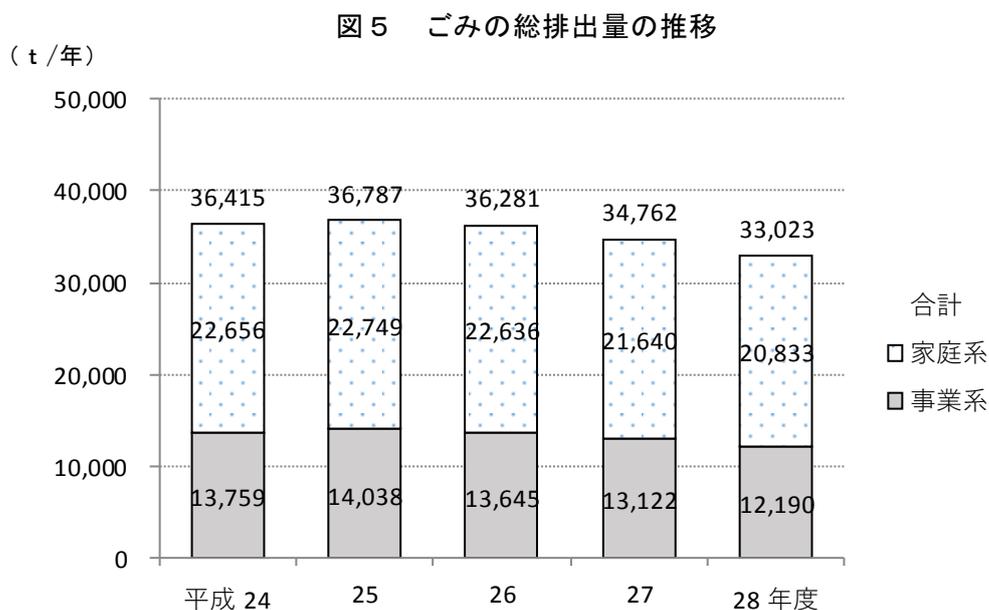


表16 ごみ総排出量の推移（内訳）

単位：t

年度	可燃物	粗大	不燃物 直接埋立	その他プラ	ガラスびん ペットボトル	集団回収 (生ごみを含む)	合計
平成24年度	29,297.21	342.53	1,191.10	545.29	1,120.46	3,918.00	36,414.59
家庭系	16,276.92	150.65	910.38	542.54	856.99	3,918.00	22,655.48
事業系	13,020.29	191.88	280.72	2.75	263.47		13,759.11
平成25年度	29,628.13	386.33	1,208.07	558.54	1,061.14	3,945.00	36,787.21
家庭系	16,282.21	167.64	948.86	555.97	849.62	3,945.00	22,749.30
事業系	13,345.92	218.69	259.21	2.57	211.52		14,037.91
平成26年度	29,496.90	329.34	1,200.57	562.87	1,025.83	3,665.00	36,280.51
家庭系	16,439.13	165.40	963.85	559.76	842.59	3,665.00	22,635.73
事業系	13,057.77	163.94	236.72	3.11	183.24		13,644.78
平成27年度	28,401.68	244.68	1,233.10	624.99	994.52	3,262.60	34,761.57
家庭系	15,812.69	127.30	979.59	622.04	835.45	3,262.60	21,639.67
事業系	12,588.99	117.38	253.51	2.95	159.07		13,121.90
平成28年度	27,038.96	57.03	1,163.69	628.10	1,026.47	3,108.43	33,022.68
家庭系	15,298.52	30.90	880.77	626.30	888.18	3,108.43	20,833.10
事業系	11,740.44	26.13	282.92	1.80	138.29		12,189.58

※集団回収におけるびん類は、1本＝1kgで算定しています

※端数処理により、図5と表16の値が異なる場合があります

※衣類は平成25～27年度は可燃物に、平成28年度はガラスびん・ペットボトルの分類に含まれています

イ. 年度別ごみ搬入量の推移

ごみ搬入量とは、ごみ処理場（花巻市清掃センター・岩手中部クリーンセンター）に直接搬入されたごみの量です。

単位：t

年度	可燃物	粗大	不燃物+直接埋立	その他プラ	ガラスびん	ペットボトル	合計
平成24年度	1,060.69	205.73	97.20	0.46	0.00	0.45	1,364.53
家庭系	251.02	146.72	39.92	0.00	0.00	0.00	437.66
事業系	809.67	59.01	57.28	0.46	0.00	0.45	926.87
平成25年度	994.98	239.82	111.49	0.70	0.00	0.09	1,347.08
家庭系	223.96	161.55	35.81	0.00	0.00	0.00	421.32
事業系	771.02	78.27	75.68	0.70	0.00	0.09	925.76
平成26年度	1,083.27	233.16	99.70	0.78	0.00	0.04	1,416.95
家庭系	304.59	164.38	43.08	0.00	0.00	0.00	512.05
事業系	778.68	68.78	56.62	0.78	0.00	0.04	904.90
平成27年度	834.95	180.34	113.11	0.40	0.00	0.00	1,128.80
家庭系	311.66	125.73	62.48	0.00	0.00	0.00	499.87
事業系	523.29	54.61	50.63	0.40	0.00	0.00	628.93
平成28年度	338.10	36.87	89.13	0.00	0.00	0.00	464.10
家庭系	203.66	30.90	56.51	0.00	0.00	0.00	291.07
事業系	134.44	5.97	32.62	0.00	0.00	0.00	173.03

ウ. 平成28年度 家庭系ごみ収集状況

家庭から排出されるごみのうち、ごみ集積所から収集したごみは、次のとおりです。平成28年度は、約17,429 tを収集しました。

地区	項目	稼働日数 (日)	延べ回数 (回)	収集量 (t)	1日当たり収集量 (t/日)	1日当たり回数 (回/日)
花巻	可燃物	207	3,680	10,961.04	52.95	17.8
	不燃物	117	430	527.50	4.51	3.7
	ガラスびん	117	483	422.11	3.61	4.1
	ペットボトル	117	410	132.74	1.13	3.5
	その他プラスチック	249	1,029	494.54	1.99	4.1
	衣類	4	50	65.35	16.34	12.5
	小計	811	6,082	12,603.28	80.53	45.7
大迫	可燃物	207	415	806.68	3.90	2.0
	不燃物	46	92	70.92	1.54	2.0
	ガラスびん	47	100	36.62	0.78	2.1
	ペットボトル	44	88	10.92	0.25	2.0
	その他プラスチック	98	198	18.09	0.18	2.0
	衣類	4	16	4.26	1.07	4.0
	小計	446	909	947.49	7.72	14.1
石鳥谷	可燃物	207	734	2,099.30	10.14	3.5
	不燃物	92	100	156.05	1.70	1.1
	ガラスびん	94	163	92.75	0.99	1.7
	ペットボトル	92	93	27.38	0.30	1.0
	その他プラスチック	98	196	61.81	0.63	2.0
	衣類	4	16	11.54	2.89	4.0
	小計	587	1,302	2,448.83	16.65	13.3
東和	可燃物	207	391	1,224.30	5.91	1.9
	不燃物	70	101	71.89	1.03	1.4
	ガラスびん	115	115	58.74	0.51	1.0
	ペットボトル	115	117	19.24	0.17	1.0
	その他プラスチック	104	120	52.71	0.51	1.2
	衣類	4	4	2.27	0.57	1.0
	小計	615	848	1,429.15	8.70	7.5
花巻市	可燃物	828	5,220	15,091.32	72.90	25.2
	不燃物	325	723	826.36	8.78	8.2
	ガラスびん	373	861	610.22	5.89	8.9
	ペットボトル	368	708	190.28	1.85	7.5
	その他プラスチック	549	1,543	627.15	3.31	9.3
	衣類	16	86	83.42	20.87	21.5
	合計	2,459	9,141	17,428.75	113.60	80.6

※端数処理により、合計が異なる場合があります

(3) リサイクル活動の推進

ア. 年度別資源回収の推移

資源回収は、地区などで組織された団体による集団回収として行われています。平成28年度は、約3,035 t（ビン類を除く）が回収されました。近年は、スーパーマーケットなどで店頭回収が進められているため、集団回収での回収量は減少が続いています。

年度	紙類(t)	金属類(t)	布類(t)	合計(t)	ビン類(本)
平成24年度	3,505.18	301.44	3.46	3,810.08	67,339
花巻	2,640.26	231.60	0.01	2,871.87	8,332
大迫	180.90	16.91	1.64	199.45	14,022
石鳥谷	397.72	30.86	1.15	429.73	30,563
東和	286.30	22.07	0.66	309.03	14,422
平成25年度	3,516.00	311.61	4.03	3,831.63	61,573
花巻	2,643.39	243.07	0.31	2,886.77	8,441
大迫	195.07	18.41	1.50	214.99	12,128
石鳥谷	402.86	30.27	1.35	434.48	29,829
東和	274.68	19.86	0.86	295.40	11,175
平成26年度	3,282.13	273.04	5.28	3,560.45	52,774
花巻	2,447.69	205.42	1.84	2,654.94	8,117
大迫	177.30	15.98	1.11	194.39	11,701
石鳥谷	375.73	27.75	1.48	404.96	24,763
東和	281.41	23.89	0.85	306.16	8,193
平成27年度	2,964.56	248.02	3.58	3,216.16	46,439
花巻	2,161.62	186.66	0.09	2,348.37	5,648
大迫	194.29	14.75	1.20	210.24	10,509
石鳥谷	331.81	25.24	1.41	358.46	23,077
東和	276.84	21.37	0.88	299.09	7,205
平成28年度	2,804.99	227.40	3.07	3,035.46	41,993
花巻	2,036.32	169.01	0.43	2,205.76	4,529
大迫	181.29	15.01	0.96	197.26	9,606
石鳥谷	326.70	22.62	1.05	350.37	20,743
東和	260.68	20.76	0.63	282.07	7,115

※紙類は、新聞・段ボール・雑誌・牛乳パックなどです

※金属類は、スチール缶・アルミ缶・その他鉄などです

イ. バイオディーゼル燃料への再資源化

市では、資源循環型社会形成の一環として、家庭で使用した食用油を回収して環境にやさしいバイオディーゼル燃料を精製し、市所有のトラックや市内運輸業者のバスの燃料として使用する取り組みを行いました。廃食用油の回収量は、平成 25 年度から集積所での回収に変更したことにより、増加しています（表 17）。

表17 年度別廃食用油回収量の推移

(単位：ℓ)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回収量	2,565	11,912	12,121	12,752	14,936

ウ. フリーマーケットの開催

フリーマーケットを通じて、不用品を生き返らせる方法を学び、ものを大切にすることを目的に、市民による市民のためのフリーマーケットを開催しています。平成 12 年には市民組織の「花巻市民フリーマーケットの会」が誕生し、市民主体によるフリーマーケットが実施されています。

平成 28 年度は会員数 42 名で、フリーマーケットを 2 回実施し、のべ 152 店(会員 58 店、一般 94 店)が出店しました。

4. 自然環境

(1) 自然保護地域

本市では、早池峰山一帯が国定公園に、花巻温泉郷が県立自然公園に指定されているほか、胡四王山地域が県の環境緑地保全地域として指定されています。

これらの自然保護地域については、景観及び動植物の保護と適正な利用を図るために管理員を設置し、巡視や利用者へのマナー啓発などを行っています。

また、鳥獣保護区として早池峰山、砥森山、毒ヶ森、志戸平、田瀬ダム、花巻温泉、豊沢ダム、花巻広域公園、戸塚森森林公園の 9 箇所が指定されており、うち早池峰山と花巻温泉が特別保護地区に指定されています。

(2) 森林整備

本市の森林面積は、市の総面積 90,839ha の 65.7%にあたる 59,638ha で、そのうち国有林面積が 27,408ha (森林面積の 46.0%)、民有林面積は 32,230ha (森林面積の 54.0%) となっています。

森林は、水源の涵養をはじめ生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材等の生産など多面的機能を保有しており、それらの機能を発揮することで市民生活に大きく貢献しています。市ではこれらの多面的機能を維持し、良好な森林資源を確保するため、松くい虫の被害拡大防止や有害鳥獣被害防止対策（表 18・表 19）による森林保全事業や、間伐などの森林整備（表 20）を行いました。

また、森林に対する市民の関心を促すため、啓発事業を実施しました。

ア. 松くい虫の被害拡大防止

県内の松くい虫被害は県北まで拡大しており、本市は松くい虫の高被害区域となっています。被害の拡大を防止するため、被害先端地区の駆除を重点的に実施したほか、樹種転換や樹幹注入による防除対策などを行いました。

表 18 松くい虫被害量と駆除量

単位：m³

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
被害量	10,624	9,580	7,208	4,101	4,074
駆除量	3,795	5,584	2,785	1,672	1,262

※被害量の数値は、その年度において把握した被害の量

(資料：花巻市農村林務課)

イ. 鳥獣による農林業等への被害防止

市内において、鳥獣による農作物や樹木への被害、生活環境上の問題などが多数発生しています。被害の防止や低減を図るため、花巻市鳥獣被害防止計画に基づき計画的な捕獲活動を行ったほか、捕獲用わなの貸し出しや電気柵設置に対する助成を行いました。

表 19 「花巻市鳥獣被害防止計画」に基づく捕獲頭数

単位：頭

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
捕獲頭数	1,351	1,915	1,977	1,756	1,687
カラス	1,000	1,540	1,257	1,269	1,175
カワウ	13	30	65	42	32
カモ	0	50	91	0	0
ゴイサギ	0	0	0	8	11
ウソ	112	46	127	100	150
ヒヨドリ	30	0	4	0	0
キツネ	14	16	19	0	0
タヌキ	16	33	38	0	0
ハクビシン	11	31	55	36	29
イノシシ	0	0	0	0	1
シカ	122	146	300	293	267
クマ	33	23	21	8	22

(資料：花巻市農村林務課)

ウ. 森林整備

森林が持つ多面的機能の増進と良好な森林資源の確保のため、間伐や再造林などによる市有林の保育や、森林整備活動支援交付金の交付などの森林整備事業を行いました。

表 20 森林整備面積（民有林）

単位：ha

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
整備面積	840	443	372	421	228

（資料：花巻市農村林務課）

（3）希少な動植物

平成26年に改訂された岩手県の「いわてレッドデータブック（2014年版）」の記録によると、本市では動物172種、植物236種が希少な動植物として選定されています。

また、天然記念物として「カズグリ自生地」「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」「花輪堤ハナショウブ群落」の植物3件が国の指定を、「花巻矢沢地区のゼニタナゴ生息地」（動物）と「北笹間のならかしわ」（植物 ※個人所有）が県の指定を受けています。市では、「胡四王山ヒメギフチョウ群棲地」の動物1件のほか、植物46件、鉱物3件を指定しています。

なお、平成28年度は、「花巻の豊かな自然（野生動植物資材集）」（2007年3月発行：県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部）に掲載されている「花巻の大切にしたい動植物リスト」の確認調査のため、市内の環境保全活動実施団体を対象に最近3年間に市内で見かけた動植物についてのアンケート調査を実施しました。（調査期間は平成28年9月8日～10月14日のおよそ1か月間）

アンケートの結果、植物については10種中8種、動物については11種中8種について、最近3年間に見かけたとの回答がありました。調査の結果については、回答いただいた団体に報告したほか、本市に生息する動植物の現状について把握するための基礎資料とし、引き続き調査を継続していきます。

《アンケート調査の概要》

○調査対象の動植物

「花巻の豊かな自然（野生動植物資材集）」に掲載されている、植物254種、動物173種のうち、「いわてレッドデータブック（2014年版）」で確認した種などを除外し、植物10種・動物11種について調査

○回答を依頼した団体の概要

市内で環境保全活動を実施している18団体に調査用紙を送付し、12団体から回答を得ました。回答いただいた団体の概要は次のとおりです。

- ・活動場所（複数回答）…花巻地域 5 団体、大迫地域 3 団体、石鳥谷地域 3 団体、東和地域 5 団体、その他 1 団体
- ・主な活動分野（複数回答）…里地・里山の保全 1 団体、希少植物等の保護 2 団体、河川の水濁防止 4 団体、野外体験・自然体験活動 4 団体、環境美化 3 団体、その他（森林保護、バードウォッチング等） 4 団体

○調査結果

最近 3 年間に市内で見かけた動植物

- ・植物（「見かけた」と回答のあった団体数と見かけた地域）
 - ①シダ植物 ヤマソテツ （4 団体、花巻・大迫・石鳥谷・東和地域）
 - ②シダ植物 タニヘゴ （なし）
 - ③被子植物 エゾノチャルメルソウ （1 団体、花巻地域）
 - ④被子植物 イワキンバイ （なし）
 - ⑤被子植物 シモツケ （2 団体、地域の記載なし）
 - ⑥被子植物 シラキ （3 団体、花巻・東和地域）
 - ⑦被子植物 ムラサキヤシオツツジ （4 団体、花巻・大迫・東和地域）
 - ⑧被子植物 リンドウ （8 団体、花巻・石鳥谷・東和地域、その他（地域の記載なし））
 - ⑨被子植物 チョウジギク （1 団体、花巻地域）
 - ⑩被子植物 タマガワホトトギス （2 団体、花巻・大迫地域）
- ・動物（「見かけた」と回答のあった団体数と見かけた地域）
 - ①淡水魚類 シマドジョウ （4 団体、花巻・石鳥谷・東和・その他（地域の記載なし））
 - ②淡水魚類 ギバチ （7 団体、花巻・東和地域）
 - ③爬虫類 クサガメ （2 団体、花巻・石鳥谷地域）
 - ④昆虫類 ムカシトンボ （なし）
 - ⑤昆虫類 チョウトンボ （3 団体、花巻・石鳥谷地域）
 - ⑥昆虫類 トワダカワゲラ （1 団体、花巻地域）
 - ⑦昆虫類 ジャコウアゲハ （1 団体、石鳥谷・東和地域）
 - ⑧昆虫類 エルタテハ （1 団体、石鳥谷地域 ※5 年前に観察）
 - ⑨昆虫類 スミナガシ （なし）
 - ⑩甲殻類 サワガニ （10 団体、花巻・大迫・石鳥谷・東和地域）
 - ⑪淡水産貝類 タガイ （4 団体、花巻・石鳥谷・東和地域）

(4) 水生生物による水質調査

河川に生息する生物を指標とした水質調査は全国的に実施されています。平成 28 年度において、本市では小学校など 10 団体、のべ 434 人の協力を得て、12 地点で調査が行われました。その結果、水質階級Ⅰ級「きれいな水」が 10 地点、水質階級Ⅱ級「ややきれいな水」が 1 地点、水質階級Ⅲ級「きたない水」が 1 地点でした（表 21、22）。なお、岩手県が作成する、県内で実施された水生生物による水質調査結果を取りまとめた「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」を、調査結果資料として実施団体に送付しました。

表 21 水質指標

水質階級		指標生物
Ⅰ	きれいな水	ナミウズムシ、ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類、サワガニ、ヘビトンボブユ類、アミカ類、ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類、ヨコエビ類
Ⅱ	ややきれいな水	カワニナ類、コオニヤンマ、ヒラタドROMシ類、コガタシマトビケラ類、ゲンジボタル、オオシマヒトビケラ、イシマキガイ、ヤマトシジミ
Ⅲ	きたない水	ミズムシ、シマイシビル、タニシ類、ミズカマキリ、イソコツブムシ類、ニホンドロソコエビ
Ⅳ	とてもきたない水	エラミミズ、サカマキガイ、アメリカザリガニ、ユスリカ類、チョウバエ類

表 22 平成 28 年度 水生生物による水質調査実施状況

学校名・団体名	参加人数	河川名	場所	水質階級
花巻小学校	48	後川	鳥谷崎公園内	Ⅲ
	48	豊沢川	上根子橋付近	Ⅰ
若葉小学校	112	豊沢川	道地橋付近	Ⅰ
上湯本一地区子供会	50	台川	上川原橋付近	Ⅰ
大迫小学校	21	中居川	大迫小学校付近	Ⅰ
内川目小学校	30	小又川	内川目小学校前	Ⅰ
亀ヶ森小学校	15	稗貫川	横枕橋付近	Ⅰ
石鳥谷小学校	49	葛丸川	溪谷一の滝付近	Ⅰ
	(同日)	葛丸川	河川公園付近	Ⅰ
新堀小学校	18	八幡川	水の口橋付近	Ⅱ
八幡小学校	25	葛丸川	葛丸橋	Ⅰ
八重畑小学校	18	稗貫川	新稗貫川橋付近	Ⅰ

5. 環境美化

(1) 一斉清掃

ア. 春・秋の大清掃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第3項の規定に基づき、日常行き届かない箇所を清掃することにより、生活環境の保持に努めることを目的に、年2回(春・秋)実施しました。

イ. 市民総参加早朝一斉清掃

道路・河川・公園・その他公共の場所の清掃を通じて、環境問題に対する理解を深めるとともに、きれいな街づくりを目的に、平成28年度は、4月・6月・9月の日曜日に合計3回実施しました。

ウ. 河川清掃

河川内へのごみの投棄などは美観を損ねるため、市内を流れる5河川(特にも河川へのごみの投棄が著しい箇所)の清掃を地域住民に委託して実施しています。平成28年度はのべ45回の清掃活動において、約2.7tの廃棄物が回収されました。

河川名	委託先	委託区間	清掃回数
新川	小舟渡自治会	910m×2.5m=2,275㎡	年4回
旧瀬川	旧瀬川美化協議会	650m×4.0m=2,600㎡	年16回
籠堰川	籠堰川美化推進協議会	1,100m×2m=2,200㎡	年12回
藤沢川	藤沢町振興会	262.5m×4m=1,050㎡	年4回
後川(一部)	愛宕町衛生部	200m×5m=1,000㎡	年5回
後川(一部)	坂本町自治会	200m×6m=1,200㎡	年4回

(2) 不法投棄対策

不法投棄の発見・通報があった場合は、花巻市公衆衛生組合連合会や警察などの関係機関と連携を図り、調査・回収を実施しています。平成28年度、市が回収した不法投棄の件数は64件で、すべて一般廃棄物でした。

なお、特に不法投棄が多発する地区には、不法投棄防止看板及び監視カメラを設置しています。また、平成28年度に不法投棄監視員を5名設置し、パトロールを強化しています。

(3) 花いっぱい運動

花いっぱい運動は、昭和45年の岩手国体の開催にあたり、花巻地域で沿道に花壇を整備し、全国から訪れた選手団や関係者を花で迎えたことを契機に始まりました。その後、昭和47年からは「健康で明るい文化的なまちづくり」の一環として、市の名前にふさわしい花いっぱいのまちづくりを推進しています。

ア. 花巻市花と緑の会

花巻市花と緑の会は、花と緑を育てることを通じて明るく住みよい街づくりを行うこと

を目的として、昭和 49 年に設立されました。平成 28 年度末の会員数は 158 名で、花壇実践活動への参画などに取り組んでいます。

- 主な活動内容
- ・研修会の開催
 - ・花壇作業参加（花巻市総合体育館前花壇マスおよび各地区）
 - ・「花と緑のまつり」への参加（花苗配布などの作業協力）

イ. 花と緑のまつり

「花と緑のまつり」は、花と緑を市民の日常生活に浸透させるため、旧花巻市の時代から開催してきました。45 回目となる平成 28 年度は、6 月 3 日～5 日の 3 日間開催され、花と緑があふれた会場には、約 3 万 2 千人が来場しました。

ウ. 花苗の供給

市では、市内の沿道などで花壇の整備活動を行う団体・個人に対し、ペゴニア・マリーゴールド・サルビアなど 6 種類の花苗を配布しています。平成 28 年度は、花壇実践者（個人・団体）351 件に約 257 千本の花苗を配布しました。

エ. アメリカシロヒトリ対策

近年、市内においてアメリカシロヒトリの幼虫が 6 月と 8～9 月頃の年 2 回大量発生しており、桜やくるみの木などの葉を食べつくして樹木被害を与えているほか、宅地や敷地内に侵入し、精神的被害を与えています

市では、市広報やホームページなどを通じ、アメリカシロヒトリ発生初期の防除を呼びかけています。また、一般家庭における害虫防除を支援するため、家庭用噴霧器・高枝バサミ・共同防除用動力噴霧器の無料貸し出しをしています。

6. 環境教育・啓発事業

ア. 環境学習推進員（環境マイスター）派遣制度

市では、市民の皆さんが環境について学ぼうとする際に、その内容に応じた専門家（環境マイスター）を派遣しています。平成 28 年度は、21 人の環境マイスターを委嘱しており、合計 23 回の講師派遣に対し約 632 名の参加をいただきました。

イ. 環境学習講座

市では、市民の皆さんに環境について学んだり、自然と触れ合ったりすることができる機会を提供するため、環境学習講座を実施しました。平成 28 年度は「自然環境」「緑化推進」「廃棄物減量」「環境保全」の 4 分野で各 1 回実施し、約 63 名の参加をいただきました。

ウ. 環境学習チャレンジブック

市では、市内の小学生を対象に、身の回りのさまざまな環境に関する内容を調査・観察することによって、環境保全に対する子供たちの興味を引き出すことを目的に「環境学習チャレンジブック」を作成し、希望する学校へ配布しています。平成 28 年度は、212 冊を配布しました。

Ⅱ 第2次花巻市環境基本計画の進捗状況

1. 第2次花巻市環境基本計画の概要

ア. 計画策定の目的

花巻市環境基本計画（以下、「前計画」という。）は、平成18年に施行された花巻市環境基本条例に基づき策定したもので、本市の環境行政の基本的な考え方を示すものです。

本市の豊かな自然や安全な暮らしを守るためには、現状を的確にとらえた環境施策に取り組むことが重要です。第2次花巻市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、前計画の期間（平成20年度～27年度）満了にあたり、これまでの取り組みの成果や社会情勢の変化などを踏まえ、平成28年3月に策定しました。

イ. 計画期間

平成28年度から平成35年度までの8年間を計画期間とし、社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

ウ. 対象とする環境

「私たちの暮らし」の視点から環境をとらえ、「ごみ減量・資源化」「温暖化対策」「自然環境」「生活環境」「環境美化」を対象として取り組んでいきます。

エ. 本市が目指す望ましい環境像

望ましい環境像とは、本市がこれからどのような環境を目指して取り組みを進めていくかを示す長期的な目標です。本計画では、多様で豊かな自然環境を守りながら、本市が抱えるさまざまな環境問題に市民・事業者・市が協働で取り組むことで、私たちが安心して心豊かに暮らすことができるまち「花巻市」を次世代につなぐことを目指します。

望ましい環境像

「豊かな自然とやすらぎある暮らしを次世代に」

基本目標

ごみ減量・資源化	「もったいない」で暮らしを見直す	←
温暖化対策	省エネルギー型の暮らしに転換する	←
自然環境	自然を守り、自然と共に暮らす	←
生活環境	きれいな環境で安心な暮らしを守る	←
環境美化	暮らしに安らぎを与える	←

環境学習・情報発信
(基本目標に共通する事項)

2. 成果指標の達成度と施策の取り組み

ア. 成果指標の判断区分

計画の成果指標について、目標値と実績値(平成28年度)を比較した平成28年度末現在の達成度は、下表の判断区分により評価します。

達成度	判断区分
A	目標値を達成した指標(達成率100%以上)
B	目標値をほぼ達成した指標および現状維持(達成率90~100%未満)
C	目標値に達していない指標(達成率90%未満)
D	目標値に達していない指標(達成率90%未満かつ実績が前年を下回ったもの)

本計画では21項目の成果指標を設定しています。そのうち「達成」は6項目、「ほぼ達成・現状維持」は3項目、「未達成」は12項目となっています。なお、「未達成」のうち、前年の実績(平成28年度については基準値)を下回ったのは6項目でした。

イ. 成果指標の達成度と平成28年度の主な取り組み状況

1 基本目標を達成するための施策

[基本目標1] 「もったいない」で暮らしを見直す

私たちの暮らしの中で最も身近な環境問題は「ごみ」です。ごみの排出量を減らすためには「もったいない」の意識を持ち、継続した3R(発生抑制、再使用、再生利用)運動が大切です。そして不法投棄を許さない、循環型社会を形成します。

成果指標

指標	基準値	実績値	目標値	達成度	備考
	(平成26年度)	(平成28年度)	(平成35年度)		
市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量(家庭系)	625g/日	587g/日	562g/日	B	
市内全事業所の一般廃棄物排出量	13,645t/年	12,186t/年	10,525t/年	C	
一般廃棄物のリサイクル率(家庭系)	22.8%	30.3%	24.6%	A	
市民1人当たりの資源ごみ回収量(家庭系)	51.1kg/年	47.9kg/年	60.4kg/年	D	
資源集団回収に取り組んでいる地区の割合	100%	100%	100%	A	

ごみの減量化を進めるために、衣類や使用済小型電子機器、廃食用油の回収を継続し、新たに資源として毛布の回収を開始したほか、生ごみの水切りモニター調査を実施し、生ごみの減量についての啓発を重点的に行いました。家庭系・事業系ごみの排出量は減少傾向

にはありますが、まだ目標値には達していないことから、引き続き啓発を続けていきます。

また、フリーマーケットの支援や資源集団回収など、3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進についても啓発を実施しましたが、「市民1人当たりの資源ごみ回収量(家庭系)」は目標値を達成できませんでした。資源集団回収については、奨励金交付制度を設けており、現在では全地区で実施されていますが、資源の店頭回収が進んでいる状況もあり、収集量は前年度を下回りました。

なお、不法投棄については、防止看板及び監視カメラの設置による防止啓発のほか、新たに不法投棄監視員を設置し、パトロールの強化を図りました。

具体的施策の取り組み状況

(1) 家庭ごみの減量と循環の仕組みづくり

- ① 家庭ごみ収集分別表、家庭ごみ収集カレンダーを作成し全戸配布したほか、市ホームページを通じて周知を図りました。【生活環境課】
- ② パソコンなどの小型電子機器や衣類、廃食用油の分別収集を実施しました。また、資源ごみとして新たに掛け毛布を収集対象に加えました。【生活環境課】
- ③ 廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料化を実施しました(P18をご参照ください)。【生活環境課】
- ④ 資源集団回収運動の推進のため奨励金を交付したほか、資源集団回収団体の登録を推進し、市民の資源化意識の高揚を図りました(P17をご参照ください)。【生活環境課】
- ⑤ 大迫地域において、回収した生ごみのたい肥化を実施しました(たい肥化した生ごみ40,880 kg)。【生活環境課】
- ⑥ 市で購入する消耗品等の単価契約において、41品目中36品目をグリーンマーク商品で契約しました。【契約管財課】

(2) 事業ごみ減量の推進

- ① 事業所に対し、事業系ごみの分別排出について周知するため、花巻商工会議所の協力を得てチラシ配布による啓発を実施したほか、花巻地区廃棄物処理組合を通じ周知を図りました。【生活環境課】
- ② 事業所から事業系ごみとして排出される紙等のリサイクルについて理解を促すため、チラシ配布による啓発を実施しました。【生活環境課】

(3) 不法投棄を許さない

- ① 不法投棄の早期発見と拡大防止に対応するため、各地域に不法投棄監視員を設置し、監視体制の整備を図りました(花巻地域2人、大迫・石鳥谷・東和地域各1人)。【生活環境課】
- ② 公衆衛生組合連合会と連携した不法投棄防止のパトロールを実施しました(5回実施)。【生活環境課】

(4) 啓発活動

- ① 出前講座や清掃センターの見学受け入れを実施し、ごみ減量や資源化の意識啓発を図りました(出前講座15回、見学受け入れ128人)。【生活環境課・清掃センター】
- ② ごみの減量について市ホームページに掲載したほか、出前講座や環境学習講座等の機

会を捉えごみの減量行動を呼びかけました。【生活環境課】

- ③生ごみの水切りの有効性を検証するためのモニター調査を実施し、調査結果をもとに水切りによる生ごみの減量を呼びかけました。【生活環境課】

【基本目標2】 省エネルギー型の暮らしに転換する

私たちは、自分たちの暮らしが地球環境と深く結びついていることを認識しなければなりません。今、地球環境で問題となっている地球温暖化の進行を防ぐために私たちにできることは、省エネルギー型の暮らしに変えることです。市民・事業者・市がそれぞれの立場で取り組み、また、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を図ることで地球温暖化対策を推進します。

成果指標

指 標	基準値	実績値	目標値	達成度	備 考
	(平成26年度)	(平成28年度)	(平成35年度)		
再生可能エネルギー発電設備導入容量	12,962Kw	34,762Kw	28,281 Kw	A	対象：バイオマス・太陽光・中小水力発電設備容量(出典：資源エネルギー庁HP)
環境にやさしい取り組みを行っている市民の割合(市民アンケート)	45.6%	52.4%	70%	C	まちづくり市民アンケートによる

市では、公共施設への太陽光発電設備の導入や、バイオマス発電事業への支援など、再生可能エネルギーの導入を推進したほか、市庁舎の照明設備のLED灯への交換や、公共交通の利便性向上、低公害車の利用促進などにより温室効果ガスの排出削減に努めました。平成28年度は、市が支援を行った「花巻バイオマスエナジー花巻発電所」が売電を開始したほか、市内において太陽光発電設備の設置が増加したことにより、再生可能エネルギー発電設備導入容量が増え、成果指標の目標値を達成しています。

また、再生可能エネルギーの導入促進や地球温暖化対策について、広報はなまきや市ホームページを通じ周知に努めましたが、「環境にやさしい取り組みを行っている市民の割合」はまだ目標値に達していないことから、引き続き普及啓発を図っていきます。

具体的施策の取り組み状況

(1)二酸化炭素の排出抑制

- ①花巻市役所地球温暖化対策実行計画(第2期)に基づき計画を推進するとともに、市が排出する温室効果ガスを算定し、取り組み状況の把握に努めました(P39~40をご参照ください)。【生活環境課】
- ②市(市長部局)が所管する施設等の省エネルギー活動の効果的な推進を図るため、「花巻市エネルギー管理標準」を作成し、職員に周知しました。【生活環境課】
- ③本庁舎本館2階の照明設備の改修工事にあたり、既存蛍光灯をLED灯に交換しました(既存蛍光灯265灯→LED灯221灯)。【契約管財課】
- ④市が設置した防犯灯の修繕にあたり、照明器具をLED灯に交換しました(20基)。【市

民生活総合相談センター】

- ⑤石鳥谷地域の予約応答型乗合交通に、当日予約に対応する新システムを導入するとともに運行時間の拡大を行い、利便性の向上を図りました。【都市政策課】
- ⑥公用車に低公害車 30 台を配置しました。【15 課(機関)】
- ⑦家庭でできる温暖化対策や省エネ対策等について広報はなまきや市ホームページ、コミュニティ FM で周知し、意識啓発を図りました。【生活環境課】
- ⑧事業者向けの省エネ対策等について、市ホームページを通じて情報提供を行いました。【生活環境課】

(2)再生可能エネルギーの導入推進

- ①湯口中学校の校舎新築にあたり、太陽光発電システムを整備しました。【教育企画課】
- ②木材安定供給促進会議において、木質バイオマス発電に対する安定的な燃料材の供給体制について検討しました。【農村林務課】
- ③公共施設 2 箇所で木質チップを利用したチップボイラーによる暖房を行いました。【大迫総合支所、大迫保育園】
- ④栲花巻バイオマスエナジーの立地に対し、企業立地促進奨励事業補助金の交付及び地域総合整備資金貸付による支援を行いました（企業立地促進奨励事業補助金：300,000 千円、地域総合整備資金貸付：623,000 千円）。【商工労政課】
- ⑤再生可能エネルギーの種類や公共施設への導入状況について市ホームページで紹介し、普及啓発を図りました。【生活環境課】

【基本目標3】 自然を守り、自然と共に暮らす

本市は市街地を取り囲むように里地・里山が広がっており、私たちは豊かな自然の恩恵を受けて暮らしています。この自然を守るためには、環境保全に取り組むとともに、身近な自然と触れ合い、学ぶことも大切です。花巻に合った人と自然の共生の在り方を考えながら、保全活動を進めていきます。

成果指標

指 標	基準値	実績値	目標値	達成度	備 考
	(平成26年度)	(平成28年度)	(平成35年度)		
森林整備面積（民有林）	372ha/年	228ha/年	600ha/年	D	
植林などの森林保護活動イベント参加人数	105 人	98 人	400 人	D	
グリーンツーリズム受入者数	1,926 人	936 人	2,700 人	D	
自然環境を守るための行動を実際に行っている市民の割合（市民アンケート）	59.9%	60.6%	80%	C	

本市の豊かな自然環境を守り次世代に継承するため、自然保護地域への自然公園保護管理員の配置、遊歩道や親水空間等の管理を行ったほか、学習会等の開催により自然を身近

に感じることでできる機会の提供に努めました。

また、有害鳥獣の駆除や対策についての検討を行ったほか、耕作放棄地の解消、農業の多面的機能を維持するための地域活動の支援により、里地・里山の保全を推進しました。

そのほか、市内の環境保全団体へのアンケート調査を実施し、市内に生息する動植物について情報収集しました。

成果指標については、自然環境を守るための行動を実際に行っている市民の割合は僅かに増加しているものの、その他の指標は基準年を下回っていることから、今後、成果指標の達成度を目標値に近付けるため、それぞれの計画に沿った事業実施の推進を図るとともに、自然環境保護のさらなる普及啓発に努めていきます。

具体的施策の取り組み状況

(1) 里地・里山の保全

- ①本市に生息する鳥獣による人的被害や農作物への被害を防止するため、関係機関と連携し有害鳥獣の駆除を実施したほか、花巻市有害鳥獣被害防止対策協議会を設立し、対策の検討や啓蒙活動を行いました（P19 をご参照ください）。【農村林務課】
- ②農産物の地産地消の推進を図るため、花巻市産直スタンプラリーの実施や学校給食への地域食材利用を促進しました。【農政課】
- ③木材の地産地消の推進を図るため、花巻市公共建築物等木材利用基本方針に基づき、公共施設での木材利用を促進しました（公共施設での木材使用料 372.9 m³）。【農村林務課】
- ④耕作放棄地の解消を図るため、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を実施しました（解消面積 0.2ha）。【農政課】
- ⑤耕作放棄地の発生を防止するため、中山間地域等直接支払交付金を交付し、農業生産活動を継続するための取り組みを支援しました（協定数 114 団体、交付額 493,910 千円）。【農村林務課】
- ⑥多面的機能支払交付金を活用し、農業の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援しました（共同活動 121 組織）。【農村林務課】
- ⑦良好な森林資源を確保するため、下刈や間伐等の森林整備を進めるとともに、松くい虫被害の拡大防止などに努めました（森林整備面積 228ha）。【農村林務課】
- ⑧民有林の森林整備を進めるため、民間団体が実施する森林経営計画の作成を支援しました。【農村林務課】
- ⑨環境保全型農業直接支払の実施を通じ、エコファーマーの認定を推進しました（認定者数 235 人）。【農政課】
- ⑩ニホンツキノワグマなど、人身被害を及ぼす動物に対する安全対策を周知するため、市ホームページやコミュニティ FM、広報車による広報活動を実施しました。【農村林務課】

(2) すぐれた自然環境と市全体の生物多様性の保全

- ①早池峰国定公園及び花巻温泉郷県立自然公園に自然公園保護管理員を設置し、自然保護地域内の景観及び動植物の保護と公園の適正な利用を図るとともに、必要に応じて来訪者への指導を行いました。【大迫総合支所地域振興課・観光課】
- ②自然環境保全と登山者の車両乗り入れの抑制による排ガス低減を図るため、登山口ま

でのシャトルバスを運行したほか、花巻市内からの早池峰環境保全バスの運行を行いました。【大迫総合支所地域振興課】

- ③市民の皆さんが安心して自然と触れ合うことのできる場を確保するため、公園や遊歩道などの維持管理（草刈り等）を行いました。【公園緑地課】
- ④市内の環境保全団体へのアンケート調査を実施し、本市に生息する動植物の情報を収集しました（P20～21をご参照ください）。【生活環境課】
- ⑤外来植物の植生の拡大防止・駆除について、広報はなまきや市ホームページを通じて意識啓発を図りました。【生活環境課】
- ⑥早池峰山の生態系を守るため、関係機関・団体と協力し、移入植物の駆除活動を実施しました（1回）。【大迫総合支所地域振興課】

(3)自然との触れ合いの推進

- ①自然と触れ合うことができる機会を提供するため、環境マイスターの派遣や環境学習講座を実施しました（環境マイスター派遣 23回、環境学習講座 4回実施）。【生活環境課】
- ②森林に触れる機会を提供するため、林業体験等各種講座を実施しました（8回）。【農村林務課】
- ③地域の自然について学ぶための学習会を開催し、自然保護に対する意識啓発を図りました（4回）。【大迫総合支所地域振興課】
- ④豊かな自然や食文化を活用したグリーン・ツーリズムを実施し、都市部との交流を図りました（グリーン・ツーリズム受入者数 936人）。【農政課】
- ⑤県立自然公園の適正な維持管理のため、県立自然公園条例による行為等の許可申請などの届出の審査を行いました（処理件数 3件）。【生活環境課】

[基本目標4] きれいな環境で安心な暮らしを守る

本市の空気や水などがきれいであることは誇れることであり、安心・安全な暮らしには、欠かせないものです。この良好な環境を汚さないで次世代へ継承していくことは、私たちの責務です。日常の活動に伴い生じる身近な環境問題に対処し、広域的な問題にも理解を深めながら、更なる環境改善に取り組んでいきます。

成果指標

指 標	基準値	実績値	目標値	達成度	備 考
	(平成26年度)	(平成28年度)	(平成35年度)		
大気汚染物質（NO ₂ 、SO ₂ 、SPM）の環境基準達成率	100%	100%	100%	A	
環境基準の類型指定河川（北上川、葛丸川、稗貫川、添市川、瀬川、豊沢川、猿ヶ石川）の水質（BOD）の環境基準達成率	100%	100%	100%	A	
定点観測による一般環境騒音の環境基準達成率	88.9%	66.7%	100%	D	一般地域

悪臭モニターの年間感知件数	579 件	607 件	450 件以下	D	
汚水処理設備整備率	88.0%	89.4%	93.5%	B	
水洗化人口割合	76.0%	78.2%	85.8%	B	

市では、定期的に大気や騒音、水質などに係る環境汚染物質の調査や結果の公表を行っています。大気や指定河川の水質については環境基準を達成していますが、騒音については、道路開通などの環境変化に伴い夜間の不適合個所が増えたことにより、環境基準達成率が低下しました。

化製場からの悪臭公害については、近隣のパトロールや悪臭モニターの設置などにより悪臭発生状況の把握に努めたほか、事業者に対する行政指導を行っていますが、解決に至っていないため、引き続き状況把握と適正な指導に努めていきます。

汚水処理設備整備率や水洗化人口割合は、汚水処理基本計画に基づいた整備により増加しています。また、水洗化に対する新たな補助制度の実施や拡充を実施しました。

具体的施策の取り組み状況

(1)大気環境の保全

- ①公害防止対策事業により、大気汚染防止法に基づく届出事務や事業場立ち入り等を実施しました（事業場立入件数 84 件、届出処理件数等 20 件）。【生活環境課】
- ②PM2.5をはじめとする大気環境について、県が各保健所等に測定器を設置し測定している大気環境項目のデータにより監視したほか、大気汚染物質が上昇した場合の情報連絡訓練を実施しました。【生活環境課】

(2)水環境の保全

- ①公害防止対策事業により、水質汚濁防止法や公害防止協定に基づく届出事務及び事業場立ち入り等を実施しました（事業場立入件数 103 件、届出処理件数等 23 件、水質測定件数 46 件）。【生活環境課】
- ②汚水処理基本計画に基づき、公共下水道事業および浄化槽設置整備事業を推進しました（H28 整備実績：公共下水道 5.0 km、浄化槽設置 78 基）。【下水道課】
- ③水洗化の促進対策として、水洗化支援制度の説明会を行ったほか、マンホールカードの発行により下水道事業の PR を行いました（説明会参加者延べ 144 人、マンホールカード 320 枚発行）。【下水道課】
- ④北上川の水質保全のため、北上川水系水質汚濁対策連絡協議会に加盟し、情報共有しながら水質事故等に対応しました（公共水域での水質事故・異常への対応件数 8 件）。【生活環境課】
- ⑤不法投棄などによる水質汚染を防ぐため、不法投棄箇所の水質検査を実施するとともに、パトロールを実施しました（水質検査 2 回）。【生活環境課】
- ⑥田瀬湖のアオコ対策のため、田瀬ダム水質検討会へ参加し、現状把握と発生抑制のための協議を行いました。【生活環境課】

(3)騒音・振動対策

- ①公害防止対策事業により、事業場の騒音振動測定を実施するとともに、騒音規制法及び振動規制法に基づく届出事務を受理し、適正な施行の確認を行いました（届出処理件数 8 件、騒音測定件数(高速道路・新幹線除く)17 件)。【生活環境課】
- ②公害防止対策事業により、高速道路や新幹線の騒音振動測定を実施し、基準を超えた箇所については事業者には改善の要請を行いました。【生活環境課】
- ③近隣生活騒音等については、苦情相談時に対応し適正な指導を行いました（対応件数 4 件）。【生活環境課】

(4)悪臭防止対策

- ①悪臭発生源事業所等の近隣のパトロールや臭気測定、悪臭モニターの設置のほか、悪臭に対する苦情の 24 時間受付を実施し、悪臭発生が認められた場合には事業所に速やかに連絡し改善を促しました（夏期臭気パトロール 57 回、臭気測定 10 件、悪臭モニター感知件数 607 件）。【生活環境課】
- ②家畜排せつ物の適正な管理と利用促進のため、飼養農家に対し家畜排せつ物法に基づいた指導を行いました。また、悪臭に対する苦情相談に対応しました。【農政課・生活環境課】

(5)化学物質対策

- ①P R T R（化学物質排出移動量届出制度）の事務等を実施し、化学物質の使用実態の把握や環境リスクの低減対策を推進しました（届出処理件数 42 件）。【生活環境課】
- ②P R T Rの届け出や事業場立ち入り時に、有害物質の減量化についての指導を実施しました。【生活環境課】
- ③公園での除草剤散布の減量化に努め、やむを得ず使用する場合は環境にやさしい除草剤を使用しました。【公園緑地課】
- ④農薬の適正使用の徹底について、市ホームページを通じて周知しました。【農政課】
- ⑤自家焼却の禁止について、市ホームページを通じて周知しました。【生活環境課】

(6)放射性物質対策

- ①市内 2 箇所で空間放射線量の測定を実施し現状把握に努めたほか、市民から依頼された食品等の放射線量の測定を実施しました(食品放射線量測定 240 件)。【生活環境課】
- ②市ホームページに掲載している空間放射線量測定結果を随時更新しているほか、コミュニティFMで毎日情報提供しました。【生活環境課】

【基本目標5】暮らしに安らぎを与える

私たちの暮らしに安らぎは必要です。市の名前にふさわしい花いっぱいのまちづくりを推進し、花巻の地域資源を生かした景観づくりにも取り組んでいきます。また、適切な管理が行われていない空き地や空き家の問題にも対応し、快適な生活空間を創造します。

成果指標

指 標	基準値	実績値	目標値	達成度	備 考
	(平成26年度)	(平成28年度)	(平成35年度)		
花壇等実践者登録件数	339 件	351 件	350 件	A	
地域の中で花による美化が進められていると感じる市民の割合（市民アンケート）	57.2%	60.1%	70%	C	
住んでいる地域の美化活動に参加している市民の割合（市民アンケート）	53.8%	54.0%	70%	C	

花壇等実践者に対する花苗配布や市内花壇見学ツアー、花と緑のまつりの開催など、花いっぱいのまちづくりの推進により、花壇等実践者の登録件数は目標値を達成しました。地域の中で花による美化が進められていると感じている市民の割合や、住んでいる地域の美化活動に参加している市民の割合は基準年より増加していますが、目標値にはまだ達していません。

なお、平成28年度は、広い空間と豊かな緑にあふれた都市景観の形成を図るため、地域住民との協議を行いながら公園整備を進めたほか、空き家等について適正な管理を行うため、花巻市空き家等対策計画を作成しました。今後、計画に沿って空き家等の管理を適正に進めていくとともに、環境美化の推進についてさらなる普及啓発を図っていきます。

具体的施策の取り組み状況

(1)花いっぱい運動

- ①花と緑の創出事業により、花壇等実践登録者に花苗を配布しました（P23 をご参照ください）。【公園緑地課】
- ②花と緑のまつりや市内花壇見学ツアー等を実施し、花いっぱい運動を推進しました（花と緑のまつり来場者3万2千人）。【公園緑地課】
- ③花と緑のまつりや花づくり講習会の実施により環境美化に対する意識啓発を行ったほか、広報はなまきを通じた取り組み事例の紹介、市ホームページへの花壇マップの掲載により花いっぱい運動の周知を図りました。【公園緑地課】

(2)地域にあった景観の保全

- ①県の景観計画に基づく届出に関して、市に対する意見照会に対応しました（照会件数18件）。【都市政策課】
- ②文化財保護活用事業により文化財の指定、指定文化財の保存管理及び公開、指定文化財の確認調査と修繕を、埋蔵文化財保護活用事業により遺跡の環境整備や講演会を実施しました。【文化財課】

- ③市民が安全・快適に利用できるように公園等の整備及び維持管理を行いました。また、公園整備事業において、地域住民と協議を行い、計画内容の検討と整備を行いました（公園整備 2 箇所）。【公園緑地課】
- ④空き家等の適切な管理を行うため花巻市空家等対策計画を作成したほか、市内の空き家等の実態を調査し、空き家データベースを構築しました（調査件数 553 件）。【建築住宅課】
- ⑤周囲の生活環境に悪影響が及ぶような空き地の雑草や支障木については、現地調査を実施し、所有者に対し適正管理を依頼するなどの対応を行いました。【生活環境課】
- ⑥森林環境や景観を保全するため、森林病虫害等駆除事業を実施しました（P19 をご参照ください）。【農村林務課】

(3)きれいなまちづくり

- ①ペットの飼育マナーについて、広報はなまきへの掲載やチラシの配布により意識啓発を図りました。【生活環境課】
- ②市内一斉清掃や大掃除について、公衆衛生組合連合会と連携して実施しました（一斉清掃 3 回実施、参加者延べ 55,146 人）。【生活環境課】
- ③カラスのふん害についての苦情や相談について、内容に応じた情報提供を行いました（対応件数 2 件）。【生活環境課】

2 環境学習・情報発信（基本目標に共通する事項）

「ごみ減量・資源化」「温暖化対策」「自然環境」「生活環境」「環境美化」の 5 つのテーマはいずれも関連しているため、横断的に取り組む必要があります。また、これらの問題を解決するために最も大切なのは一人ひとりの意識と知恵、そして行動です。これまで環境活動にかかわったことのない人や子供たちが取り組むきっかけとなるよう、分かりやすく的確に本市の環境情報を発信するとともに、環境保全活動や環境学習を計画的に推進します。

成果指標

指 標	基準値	実績値	目標値	達成度	備 考
	(平成 26 年度)	(平成 28 年度)	(平成 35 年度)		
環境マイスターを派遣した研修会等の参加者数	547 人	632 人	880 人	C	

市民の皆さんの環境学習を支援するため、環境マイスター派遣制度の実施や環境学習教材の配布等を行いました。環境マイスター制度については、広報はなまきや市ホームページへの掲載、関係団体への案内等により周知を図ったほか、新たに環境学習講座を開催したことにより派遣回数や参加者数が伸びましたが、目標値には達しませんでした。今後も、制度のさらなる周知と活用により、学習機会の提供に努めていきます。

環境情報の発信については、第 2 次花巻市環境基本計画、市の環境状況などをまとめた「はなまきの環境」の作成について、広報はなまきや市ホームページを通じてお知らせしたほか、講座開催案内や各種環境情報について情報提供を行いました。

具体的施策の取り組み状況

(1)環境学習の推進

- ①環境学習推進事業により、市民が実施する自主学習会や水生生物調査に環境マイスターを派遣しました（成果指標をご参照ください）。また、市職員によるふれあい出前講座の実施に対応しました（出前講座 15 回）。【生活環境課】
- ②環境教育の推進のため、小学生を対象に環境学習チャレンジブックや水質検査試薬（パックテスト）などの教材を配布しました（チャレンジブック 212 冊、水質検査試薬 12 パック配布）。【生活環境課】
- ③地域における環境保全活動を推進するため、環境学習講座を開催しました（4 回実施、参加者延べ 63 人）。【生活環境課】
- ④水資源や河川環境に対する意識啓発及び環境保全活動の推進のため、田瀬ダム水源地域ビジョン推進協議会が主催する田瀬湖周辺の清掃活動や、花巻遠野流域協議会の連絡会議に参画しました。【東和総合支所地域振興課・生活環境課】
- ⑤希少生物（ゼニタナゴ）の保全を図るため、地域団体が実施する活動に対して支援を行いました。【生活環境課】

(2)環境情報の発信

- ①市主催の環境学習講座や環境マイスター派遣制度について、広報はなまきや市ホームページ、関係団体等を通じて情報提供しました。【生活環境課】
- ②市の第 2 次花巻市環境基本計画の策定について、広報はなまきや市ホームページを通じて周知したほか、各種環境情報について情報提供しました。【生活環境課】
- ③市の環境に関する施策や状況についてまとめた年次報告書「はなまきの環境」を作成し、市ホームページで公表しました。【生活環境課】

Ⅲ 第2次花巻市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村が定めなければならないこととされております。市では、平成19年2月に「花巻市一般廃棄物（ごみ、し尿）処理基本計画」を策定し、ごみの減量や資源化、し尿、生活排水の適正な処理を推進してきましたが、計画期間の終了及びごみ処理を取り巻く環境の変化を受け、平成28年3月に第2次花巻市一般廃棄物処理基本計画を策定し、循環型社会の実現を目指し取り組んでいます。

1. 第2次花巻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(1) 計画の概要

第2次花巻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、一般廃棄物に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として、循環型社会の実現を目指すことを目的に策定しました。

計画期間	平成28年度から平成37年度（10年間）
目標年度	平成37年度
基本方針	(1) 市民啓発の推進 (2) ごみの減量化と資源化の推進 (3) ごみの適正処理 (4) ごみの最終処分量の削減
数値目標	(1) ごみ総排出量 28,095t (2) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 547g (3) 事業系ごみ総排出量 9,745t (4) リサイクル率（家庭系ごみ） 25%以上とする (5) 最終処分率 現状（平成26年度）の最終処分率12.8%を4.5%に抑える

(2) 計画目標に対する実績

ア ごみ減量とリサイクル

市では、ごみ減量およびリサイクル推進のため、資源集団回収の実施団体に対し、奨励金の交付を行っているほか、衣類や小型電子機器、廃食用油の回収を通じた資源化にも取り組んでいます。

家庭から出るごみについては、「ごみ分別大辞典」「家庭ごみ収集分別表」「家庭ごみ収集カレンダー」を全戸に配布し、適正な分別を呼びかけているほか、出前講座を開催し、ごみの適正排出について啓発を行っています。また、生ごみの水切りを呼びかけ、ごみの減量の推進に努めました。

実績について、家庭系ごみのリサイクル率は目標値を達成していますが、事業系ごみの排出量及び総排出量は、目標値を達成できませんでした（表 23）。

表 23 ごみ発生量と資源化の実績（市回収分）

項目 (◇は計画目標として設定している項目)		単位	目標値	平成 28 年度 (実績)	評価(※1)
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	11,507	15,299	
	不燃・粗大・埋立	t/年	1,073	900	
	資源ごみ	t/年	5,770	4,628	
	計	t/年	18,350	20,827	
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	9,141	11,740	
	不燃・粗大・埋立	t/年	381	306	
	資源ごみ	t/年	223	140	
	◇ 計	t/年	9,745	12,186	
ごみ総排出量	可燃ごみ	t/年	20,648	27,039	
	不燃・粗大・埋立	t/年	1,454	1,206	
	資源ごみ	t/年	5,993	4,768	
	◇ 計(※2)	t/年	28,095	33,013	
◇ 1人1日当たり家庭ごみ総排出量		g/人・日	547	586	未達成
◇ リサイクル率(家庭系ごみ)(※3)		%	25.0	30.3	達成
◇ 最終処分率(※4)		%	4.5	5.1	未達成

※1 評価は、計画目標として設定している「◇」が付いた5項目の目標値と実績値を比較して判断しています。

※2 家庭系ごみの「資源ごみ」に集団回収の数値を含んでいます。

※3 リサイクル率(家庭系ごみ) = [家庭から排出された資源ごみの量(びん、ペットボトル、その他プラ、廃食用油、使用済小型電子機器、生ごみ) + 資源集団回収量 + 洗浄灰(岩手中部クリーンセンター) + 清掃センター売却資源 + 乾電池 + 蛍光管] / (家庭から排出されたごみの量 + 資源集団回収量)

※4 最終処分率 = 最終処分場埋立量 / ごみ総排出量 × 100

イ 最終処分率

最終処分量については、岩手中部クリーンセンターの施設から排出される焼却灰の再資源化が行われているため、施設の稼働前よりは減少していますが、目標値は達成できませんでした。

2. 第2次花巻市一般廃棄物（し尿）処理基本計画

(1) 計画の概要

第2次花巻市一般廃棄物（し尿）処理基本計画は、市民が一層快適な生活環境を享受できる社会及び健全な水環境の形成を目指すとともに、今後の下水道等の水洗化の普及促進や生活排水処理施設の適正な維持管理に努めることを目標として策定しました。

計画期間	平成28年度から平成38年度（11年間）
目標年度	平成38年度
処理目標	(1) 生活排水の処理目標 目標年度の生活排水処理率 87.0% 目標年度の生活排水処理施設整備率 95.0% (2) し尿および浄化槽汚泥の処理目標 目標年度のし尿汲み取り量 11,315 kℓ 目標年度の浄化槽汚泥量 19,096 kℓ

(2) 処理目標に対する実績

生活排水処理率、生活排水処理施設整備率及びし尿、浄化槽汚泥の汲み取り量は、すべて目標に達しませんでした。今後も市民の皆さんに、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性について周知を図るため、市ホームページなどを活用して啓発活動を行っていきます。

ア. 水洗化人口の状況

	計画当初 (平成26年度)	平成28年度 (実績)	目標年度 (平成38年度)
生活排水処理率(②/①)	76.0 %	78.2 %	87.0 %
①計画処理区域内人口	99,230 人	97,402 人	88,979 人
②水洗化・生活雑排水処理人口	75,381 人	76,151 人	77,389 人
(1) 公共下水道	52,241 人	53,608 人	53,595 人
(2) 農業集落排水	10,096 人	10,042 人	9,587 人
(3) 浄化槽	12,866 人	12,300 人	14,042 人
(4) コミュニティ・プラント	178 人	201 人	165 人
③水洗化・生活雑排水未処理人口(みなし浄化槽)	551 人	536 人	267 人
④非水洗化人口	23,298 人	20,715 人	11,323 人
生活排水処理施設整備率(⑤/①)	88.0 %	89.4 %	95.0 %
⑤生活排水処理施設整備人口	87,360 人	87,088 人	84,530 人

イ. し尿及び浄化槽汚泥の状況

	計画当初 (平成26年度)	平成28年度 (実績)	目標年度 (平成38年度)
し尿汲み取り	23,281 kℓ	21,230 kℓ	11,315 kℓ
浄化槽汚泥	18,803 kℓ	18,923 kℓ	19,096 kℓ
合計	42,084 kℓ	40,153 kℓ	30,411 kℓ

IV 花巻市役所地球温暖化対策実行計画(第2期)の進捗状況

1. 実行計画の概要

花巻市役所地球温暖化対策実行計画（第2期）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、市の事務・事業の実施により排出する温室効果ガスなどの現状を把握するとともに、温室効果ガスの削減目標の達成を目指して職員一人ひとりが率先して行動し、地域の模範となって市全体の地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、平成28年3月に策定しました。

計 画 期 間	平成28年度から平成32年度（5年間）
基 準 年 度	平成26年度
計 画 対 象	<p>(1) 温室効果ガスの種類 温対法第2条第3項に掲げる7種類のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類</p> <p>(2) 事務・事業の範囲 地方自治法に定められたすべての行政事務で、市の職員が直接実施する事務・事業</p> <p>(3) 組織・施設の範囲 市の事務・事業を行う全ての組織や施設</p>
計 画 目 標	<p>(1) 温室効果ガスの総排出量に関する目標 温室効果ガスの総排出量を平成32年度までに平成26年度比で4.5%以上削減</p> <p>(2) 個別の措置の目標 電気の使用量を、基準年度に比べて平成32年度までに5.8%以上削減</p>
取 り 組 み 内 容	<p>(1) 省エネ・省資源の取り組み（電気使用量、空調・給湯機器等燃料使用量、公用車の燃料使用量、水・紙使用量の削減）</p> <p>(2) 廃棄物の減量と3Rの取り組み（廃棄物の発生抑制、再使用・リサイクルの推進）</p> <p>(3) グリーン購入の推進</p> <p>(4) 関係部署における環境配慮の取り組み（環境に配慮した設計・施工、施設・設備管理、イベント、外部への協力依頼）</p>

2. 計画目標に対する実績

(1) 温室効果ガスの総排出量に関する目標の実績

本実行計画の初年度である平成28年度の実績は、基準年度比で5.5%以上を削減し、削減目標の4.5%以上削減を達成しました。目標を達成した要因としては、契約電気事業者の排出係数の減少と体育施設12箇所の契約電気事業者の変更による排出係数の減少が影響しています（表24）。

表 24 温室効果ガス総排出量の実績

(単位:kg-CO₂)

項目	平成26年度 (基準年度)	平成28年度	基準年度 増減差	構成比	基準年度 増減率 (4.5%以上削減)	
						温室効果ガス総排出量
内訳	二酸化炭素(CO ₂)	17,606,958	16,602,927	-1,004,031	96.29%	-5.7%
	メタン(CH ₄)	289,175	295,775	6,600	1.72%	2.3%
	一酸化二窒素(N ₂ O)	341,210	338,230	-2,980	1.96%	-0.9%
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	5,720	5,720	0	0.03%	0.0%

※ 温室効果ガス総排出量…各温室効果ガスに温対法施行令第4条に定められたに温暖化係数をかけて算出しています。なお、同施行令の改正により、平成27年4月1日から地球温暖化係数は下記のとおり変更されています。

- ①メタンの地球温暖化係数 25 (改正前 21)
- ②一酸化二窒素の地球温暖化係数 298 (改正前 310)
- ③ハイドロフルオロカーボンの地球温暖化係数 1,430 (改正前 1,300)

(2) 個別の措置の目標に対する実績

電気の使用量の実績では、基準年度比で0.2%の増加となり、削減目標である5.8%以上の削減を達成できませんでした。その要因として、基準年度に比べ真夏日が多かったこと、いわて国体や周年事業などのイベントに伴う施設利用の増加などが考えられます。(表25)。

表 25 電気使用量の実績

項目(単位)	平成26年度 (基準年度)	平成28年度	基準年度 増減差	基準年度 増減率 (5.8%以上削減)

※ 小数点以下、千kWh以下は四捨五入した。

参 考 资 料

花巻市環境基本条例

(平成 18 年 1 月 1 日条例第 113 号)

最終改正：平成 25 年 12 月 16 日条例第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 10 条—第 24 条）

第 4 章 環境審議会（第 25 条—第 30 条）

附則

私たちのまち花巻は、多くの先人の英知とたゆみない努力によって、豊かな自然と調和を
図りながら、今日まで着実に発展を続けてきた。

しかしながら、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で環
境への負荷を著しく増大させ、その影響は地域の環境にとどまらず地球環境問題の原因にも
なっている。

私たちは、私たち自身も自然の中の生態系の一員であることを自覚し、花巻の持つ優れた
環境を積極的に保全し、新たな潤いと安らぎのある環境を創造し、将来の世代へと引き継い
でいかなければならない。

このような認識の下に、すべての市民の連携と協力により、恵み豊かな環境と共生し、人
と自然を豊かに育てるまち「早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた イーハトーブはなま
き」を築いていくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及
び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事
項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、
もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とす
る。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ
る。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障
の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の
汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼ

す事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(4) 循環型社会 廃棄物等の発生の抑制や資源の循環的な利用の促進及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての者が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基

本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協力の下に各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある景観の保全及び創造並びに歴史的な文化遺産の保存及び活用を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花巻市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、花巻市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定に当たっての配慮等)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理、物品等の調達その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(不法投棄等の防止)

第16条 市は、空き缶、廃家電その他の廃棄物の不法投棄やポイ捨て防止のための施策を策定し、実施するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第17条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第18条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

(民間団体等の参加)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施

するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第24条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第25条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、花巻市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第26条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 各種団体の役職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月12日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 20 年 12 月 19 日条例第 51 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 25 年 12 月 16 日条例第 28 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第2次花巻市環境基本計画（抜粋）

平成28年3月制定

第5章 施策の展開

1 基本目標を達成するための施策

1-1 「もったいない」で暮らしを見直す

私たちの暮らしの中で最も身近な環境問題は「ごみ」です。ごみの排出量を減らすためには「もったいない」の意識を持ち、継続した3R（発生抑制、再使用、再生利用）運動が大切です。そして不法投棄を許さない、循環型社会を形成します。

●施策

【家庭ごみの減量と循環の仕組みづくり】

- 家庭ごみの減量を推進するため、ごみの分別及び排出方法の周知や指導を徹底します。
- ごみの資源化を図るため、パソコンなどの小型電子機器や衣類等の分別回収を推進するとともに、資源ごみの品目を見直します。
- 家庭で使用した食用油を回収し、BDFを精製する取り組みを継続します。
- 資源集団回収運動を引き続き推進し、市民の資源化意識の高揚を図ります。
- 市内の一部地域で実施している生ごみの堆肥化を継続するとともに、生ごみの再資源化を検討します。
- 環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入を推進するとともに、市民や事業者のグリーン購入の意識啓発を図ります。

【事業ごみ減量の推進】

- 事業系ごみの排出管理については、分別及び排出方法の指導を行います。
- 事業系ごみの資源化を促進するため、事業系ごみの資源化ルートや資源化方法について検討し、事業所への情報提供を行います。

【不法投棄を許さない】

- 不法投棄の早期発見・早期対応により不法投棄の拡大を防ぐため、地域と一体となった監視体制を確立します。
- 不法投棄は、関係機関との連携を図り、パトロールの実施による監視を継続します。

【啓発活動】

- ごみ分別などの出前講座の実施やごみ処理施設の見学などを通じて、ごみの減量や資源化の意識啓発を図ります。
- ごみの発生を抑制するため、日常生活の中で実践できる「もったいない」の意識をもったごみの減量行動を呼びかけます。

1-2 省エネルギー型の暮らしに転換する

私たちは、自分たちの暮らしが地球環境と深く結びついていることを認識しなければなりません。今、地球環境で問題となっている地球温暖化の進行を防ぐために私たちにできることは、省エネルギー型の暮らしに変えることです。市民・事業者・市がそれぞれの立場で取り組み、また、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を図ることで地球温暖化対策を推進します。

● 施 策

【二酸化炭素の排出抑制】

- 「花巻市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき市施設における温室効果ガスを把握し、排出を抑制します。
- 公共施設等の設備を更新する場合は、ヒートポンプや高効率な空調機・給湯器などの高効率エネルギーシステムの導入を推進します。
- 地域のニーズに合わせた公共交通機関の充実を図るとともに、利用促進を呼びかけます。
- 低公害車(クリーンエネルギー自動車)の積極的な導入を推進します。
- 市民や事業者へ二酸化炭素の排出を抑制するエコドライブや低公害車の利用について呼びかけます。
- エネルギーの見える化や事業者等の省エネ診断などの省エネ対策について情報を提供します。

【再生可能エネルギーの導入推進】

- これまで推進してきた公共施設への太陽光発電設備を引き続き導入していきます。
- 暖房や給湯等の熱源が必要な施設には、豊富な森林資源を活用する木質バイオマスの導入を推進します。
- 再生可能エネルギーを導入する際は、災害等の緊急時も想定した整備を図ります。
- 多様なエネルギーの効果的な利活用を促進するために、バイオマス発電や中小水力発電の事業に対し支援していきます。
- 地中熱利用などの再生可能エネルギーの活用の可能性について、情報収集を図ります。
- 市内で活用されている再生可能エネルギーの情報を提供するとともに、普及啓発します。

1-3 自然を守り、自然と共に暮らす

本市は市街地を取り囲むように里地・里山が広がっており、私たちは豊かな自然の恩恵を受けて暮らしています。この自然を守るためには、環境保全に取り組むとともに、身近な自然と触れ合い、学ぶことも大切です。花巻にあった人と自然の共生の在り方を考えながら、保全活動を進めていきます。

● 施 策

【里地・里山の保全】

- 農林業や高山植物等に被害を及ぼす増え過ぎたニホンジカなどの野生動物については、関係機関と連携しながら、駆除などの対策を講じます。

- 地域の環境によって育てられた農産物や木材を地域で消費する地産地消を推進することにより、地域農林業の活性化と農地・林地の保全を支援します。
- 耕作放棄地や管理の放棄された山林の荒廃について、農林業の支援を通じた環境改善を推進します。
- 農業用水路やため池の多面的な機能を維持するため、地域住民参加による保全活動に取り組みます。
- 森林の持つ環境保全機能の向上や動植物の生育・生息環境を改善するため、森林病虫害被害拡大の防止を行うとともに、「花巻市森林整備計画」に基づいた森林整備を推進します。
- エコファーマー(環境に配慮した持続的な農業に計画的に取り組む農業者)の認定を推進します。
- ニホンツキノワグマなどの人身被害を及ぼす動物に対する安全対策を周知します。

【すぐれた自然環境と市全体の生物多様性の保全】

- 市内の自然保護地域については、自然保護監視員の配置や早池峰総合休憩所の利用推進等により、希少な動植物の保護や利用マナーの啓発などに努めます。
- 河川や水路等を整備・改修する場合は、自然に配慮した工法を取り入れ、生物多様性の保全に努めます。
- 各種団体の調査データ等を活用することにより、現状の把握に努め、生物多様性の保全に役立てます。
- 在来生物の生態系を守るため、外来種の情報を広く発信するとともに、特定外来種の飼育・栽培等の禁止や駆除についても啓発します。

【自然との触れ合いの推進】

- 森林保護活動などの自然との触れ合いを通して、市民や事業者自然の大切さについて理解が深められる機会を提供します。
- 遊歩道や河川等の親水空間などの適切な管理により、自然環境の保全と自然との触れ合いの場の確保を図ります。
- 豊かな自然や地域資源を活用したグリーンツーリズムや自然観察などの体験を通じて交流を図る取り組みを推進します。
- 国定公園や県立自然公園については、関係機関や民間団体等と連携しながら、自然環境の保護のもと利活用を推進します。

1-4 きれいな環境で安心な暮らしを守る

本市の空気や水などがきれいであることは誇れることであり、安心・安全な暮らしには、欠かせないものです。この良好な環境を汚さないで次世代へ継承していくことは、私たちの責務です。日常の活動に伴い生じる身近な環境問題に対処し、広域的な問題にも理解を深めながら、更なる環境改善に取り組んでいきます。

●施 策

【大気環境の保全】

- 大気汚染防止法や県条例などに基づいて、工場・事業所の大気汚染物質の排出規制などに関する指導を引き続き実施します。
- 岩手県が観測しているPM2.5を含めた大気汚染物質が高濃度になった場合は、注意喚起を行います。

【水環境の保全】

- 水質汚濁防止法や県条例などに基づいて、工場・事業所の有害物質等の水質汚濁物質の排出規制などに関する指導を引き続き実施します。
- 生活排水を適切に処理するため、一般廃棄物処理基本計画に基づき公共下水道及び浄化槽の整備を計画的に推進します。
- 水洗化の促進対策として、水環境保全の意識啓発と排水設備工事への支援制度の充実を図ります。
- 北上川水系の水質保全に当たっては、水質事故が発生しないように意識啓発をするとともに、発生時は上下流の関係市町や関係機関と連携して、被害の拡散防止に取り組みます。
- 不法投棄などによる水質汚染を防ぐため、パトロールを実施します。
- 田瀬湖ではアオコが発生しているため、関係機関のアオコ対策に協力します。

【騒音・振動対策】

- 騒音規制法や振動規制法、県条例などに基づいて工場・事業所等の騒音・振動の規制に関する指導を引き続き実施します。
- 高速道路や東北新幹線、航空機による騒音または振動については、関係機関と連携して、調査を継続し防止対策を推進します。
- 深夜営業を行う店舗からの騒音の苦情に対して指導するほか、近隣騒音に係る苦情については問題解決に向けた相談に応じます。

【悪臭防止対策】

- 臭気測定やパトロール等の悪臭に対する監視体制を継続するとともに、発生源の事業所等には、早期に市条例の規制基準を順守して操業するよう指導を徹底します。
- 家畜排せつ物の適正な管理とその利用促進に関する指導を実施します。

【化学物質対策】

- 工場や事業所から排出される有害化学物質の排出量や廃棄物の移動量については、P R T R制度を活用し把握します。
- 化学物質による環境汚染を未然に防止するため、化学物質の適正管理に関する事業者の自主的な取り組みを支援するほか、事故発生時は被害の拡大防止に取り組みます。
- 公園等における除草剤散布の減量化を推進します。

- 住宅地等の病虫害防除に当たっては、農薬の飛散が周辺住民に害を及ぼすことがないよう農薬使用者へ指導します。
- ごみの自家焼却は、ダイオキシンなどの有害物質を発生させる恐れがあるため、自家焼却の禁止の周知徹底を図ります。

【放射性物質対策】

- 空間放射線量の測定のほか、市民などから依頼された食品等についても放射性物質濃度を測定します。
- 放射線量測定結果とともに、花巻市周辺地域の放射能に係る情報を把握し、周知します。

1-5 暮らしに安らぎを与える

私たちの暮らしに安らぎは必要です。市の名前にふさわしい花いっぱいのみちづくりを推進し、花巻の地域資源を生かした景観づくりにも取り組んでいきます。また、適切な管理が行われていない空き地や空き家の問題にも対応し、快適な生活空間を創造します。

●施 策

【花いっぱい運動】

- 花苗配付の実施やコミュニティ・公共施設花壇の造成事業等により「花のあるきれいなまちづくり」を展開します。
- 花壇等実践者の育成支援をするとともに、市民が花と緑に触れ合う場を提供します。
- 花いっぱい運動のPRや意識啓発を図ります。

【地域にあった景観の保全】

- 公共施設やまち並みなどの整備においては、地域の特性に調和した景観を形成するため、市民と協働で魅力ある都市景観の創出に取り組みます。
- 歴史的・文化的に価値のある建造物や遺跡などを保護し、恵まれた豊かな自然とともに将来の世代に継承します。
- 地元住民や利用者の意向に配慮した公園の維持管理を行いながら、豊かな緑にあふれた都市景観の形成を図ります。
- 地域の景観を損なう空き地の雑草や空き家等について、適正に対応します。
- 森林環境や景観を保全するため、松くい虫対策を推進します。

【きれいなまちづくり】

- ごみのポイ捨てやペットのふんの放置の防止など、まちの美化に対する意識啓発を図ります。
- きれいなまちづくりのため、市内一斉清掃や地域の清掃活動などを推進します。
- 美観を損ねるカラスのふん害については、関係機関と連携しながら対策などの情報を提供します。

2 環境学習・情報発信（基本目標に共通する事項）

「ごみ減量・資源化」「温暖化対策」「自然環境」「生活環境」「環境美化」の5つのテーマはいずれも関連しているため、横断的に取り組む必要があります。また、これらの問題を解決するために最も大切なのは一人ひとりの意識と知恵、そして行動です。これまで環境活動にかかわったことのない人や子供たちが取り組むきっかけとなるよう、分かりやすく的確に本市の環境情報を発信するとともに、環境保全活動や環境学習を計画的に推進します。

● 施 策

【環境学習の推進】

- 自主的な環境学習を推進するために、環境マイスターの派遣など学習支援体制の充実を図ります。
- 体験学習の実施や環境学習チャレンジブック等の環境教育教材の提供などを行い、子供たちの地域の環境に対する理解や関心を高めます。
- 環境学習講座などの開催により、すべての世代が参加できる学習機会を提供します。
- 研修などを通じて、地域における環境保全活動のリーダーの育成を図ります。
- 環境保全に取り組む民間団体などとの連携や情報交換を促進し、環境保全活動の推進と意識啓発を図ります。

【環境情報の発信】

- 市ホームページや広報はなまきなどを通じて、自然との触れ合いに関するイベントや環境学習の情報を提供します。
- 市の環境施策や環境情報については、タイムリーで分かりやすく提供します。
- 本市の環境の状況や取り組みなどをまとめた年次報告書を作成し、公表します。
- 広く本計画の周知を図り、市民や事業者の皆さんの環境に配慮した行動を推進します。

花巻市環境審議会委員

平成29年11月17日現在

条例分類	委員名	所属等	備考
(1) 公募による市民	—	—	応募なし
(2) 知識経験を有する者	岩田 宗彦	元北里大学水産学部教授	
	日下 明久美	東和の環境を考える会会長	
	佐々木 さつき	八重畑小学習アドバイザー	
	渋谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部教授	
	中村 良則	富士大学経済学部教授	
	八重樫 理彦	自然公園保護管理員	
(3) 関係行政機関の職員	斉藤 勝也	岩手南部森林管理署遠野支署 総括森林整備官	
	志田 知美	花巻市校長会（内川目小学校校長）	
	杉田 誠司	国土交通省東北地方整備局 北上川ダム総合管理事務所田瀬ダム管理支所長	
	高橋 文章	県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 技術主幹兼農政推進課長	
	三浦 節夫	県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 環境衛生課長	
(4) 各種団体の役職員	大菅 孝夫	花巻市花と緑の会会長	
	柏崎 吉光	花巻市公衆衛生組合連合会会長	
	久保田 清子	花巻商工会議所女性会会長	
	佐藤 真利子	花巻農業協同組合女性部花巻地域支部副支部長	
	箱崎 陽介	花巻青年会議所理事長	
	晴山 淳子	花巻市地域婦人団体協議会副会長	

(条例分類ごとに 50 音順)